

I 福井県過疎地域持続的発展方針の策定趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、本県の過疎地域の持続的発展に向けた施策の指針として、また、過疎地域および特定市町村の過疎計画の指針として策定（方針の期間：令和8年度～令和12年度）
(県計画は本方針と一体的に策定 また、本方針に基づき市町過疎計画を年度内に策定)

2 県内の過疎地域および特定市町村

【全部過疎】大野市、勝山市、池田町、南越前町

【一部過疎】あわら市（旧芦原町）、永平寺町（旧上志比村）、越前町（旧越前町）、若狭町（旧三方町）

【特定市町村】福井市（旧美山町、旧越廻村）、おおい町（旧名田庄村）※いわゆる卒業団体で、経過措置期間（R8まで）のみ過疎地域扱

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による支援措置

○財政支援

【過疎債】充当率100%、交付税措置70%

【国庫補助嵩上げ】1/2 → 5.5/10

○税制上の優遇

国税における減価償却の特例（法人等が取得した設備を対象に5年間の割増償却が可能）

地方税における減収補填措置（設備取得に係る課税免除等による減収に対する普通交付税措置）

4 福井県過疎地域持続的発展方針の概要（案）

基本方針	若い人が集い、活躍できる地域 (関連施策:①②⑥⑧)	ふるさとのしごとを次代につなぐ地域 (関連施策:②⑪)	いつまでも安心して暮らせる地域 (関連施策:③④⑤⑥⑦⑧)	みんながつながり合える地域 (関連施策:①⑨⑩⑪)	デジタル技術で築く持続可能な地域 (関連施策:②③④⑤⑥⑦⑧)
	若い世代を中心とした人口の流出が続く中で、都市部の若い世代に向けた移住施策による人の流れづくりや、地域活性化に向けた活動の支援など、地域内外の人が関わりながら力を発揮できる施策を推進	過疎地域の豊かな自然や食などを活かしたふるさとの仕事を、次代に引き継いでいくため、農林水産業の即戦力となる担い手育成や、地域資源を活かした観光の振興や多様な企業の誘致など、持続ある産業に向けた施策を推進	生活に欠かせない基幹道路の整備や老朽化施設の長寿命化対策、高速通信網の整備、公共交通機関の維持、子育て世代や高齢者を支える人材の確保など、いつまでも安心して暮らせる施策を推進	集落の生活機能等の維持が困難になりつつある中、地域を支える人材の確保や新たな共助の仕組みづくり、地域住民の活動拠点の形成など、地域の「人」「場所」「資源」を活用し、持続的につながり合える施策を推進	持続的な社会を実現するため、AIの活用やドローンを活用した防災対策等、デジタル技術を効果的に取り入れることで、効率的な行政サービスの提供や地域課題を解決する施策を推進

主な施策	① 移住定住、地域間交流の促進、人材育成 ・県外大学生や子育て世代のU・Iターン促進 ・都市部の学生や社会人と地域の交流による関係人口の拡大 ・地域に貢献する若者や女性、NPO団体などの活動を応援	⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進 ・マッチングシステムの運用による結婚支援の推進 ・保育人材確保にむけた保育補助者等の配置、ICT導入による負担軽減・待遇改善 ・在宅高齢者への医療・介護サービスの強化と地域住民による生活支援
	② 産業の振興 ・園芸、林業、水産カレッジと県立大学の連携による農林水産業の担い手育成 ・産業団地の整備への支援や多様な企業の誘致などによる産業集積 ・地域の観光プレイヤーの育成、 <u>観光データ分析</u> や事業者間の連携による商品開発	⑦ 医療の確保 ・ドクターヘリの活用などによる救急医療体制の充実 ・へき地診療所の医療設備・機器の整備や <u>医療MaaSの導入検討</u>
	③ 地域における情報化 ・光ファイバー網の敷設、 <u>安全対策上の重要箇所等における5Gのエリア拡大</u> ・電子申請の活用拡大や <u>生成AIの導入などによる行政事務・サービスのデジタル化</u>	⑧ 教育の振興 ・タブレットの活用等による、一人ひとりの能力に応じた学習の推進 ・スクールバスの導入など遠距離学生のための交通手段の確保
	④ 交通施設の整備、交通手段の確保 ・基幹道路の整備や橋梁などの長寿命化対策 ・ <u>自動運転やAIを活用した移動手段などの新技術・手法導入に対して支援</u>	⑨ 集落の整備 ・地域をサポートする地域おこし協力隊や集落支援員の活用支援 ・住民による地域課題の解決に向けた地域運営組織の形成や取組みへの支援
	⑤ 生活環境の整備 ・簡易水道や下水道の施設更新と長寿命化対策 ・災害時における高齢者や障がい者の避難体制の整備 ・ <u>災害時のドローン活用による被災状況の早期把握、正確な情報提供</u>	⑩ 地域文化の振興 ・伝統行事や芸術・文化活動、文化財の修理や整備への支援
		⑪ 再生可能エネルギーの利用推進 ・脱炭素化に向けた、小水力発電や太陽光発電、木質バイオマス等の導入拡大



過疎地域持続的発展方針

令和7年●●月 策定

福井県

《目 次》

はじめに	1
I 基本的な事項	
1 過疎地域の現状と問題点	2
2 これまでの過疎対策の成果および評価	10
3 過疎地域の持続的発展の基本方針	13
4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	15
II 移住定住、地域間交流の促進、人材育成	
移住定住、地域間交流、人材育成の方針	17
1 移住定住の促進	17
2 地域間交流の促進	17
3 地域社会の担い手となる人材育成	17
III 産業の振興	
産業振興の方針	18
1 農林水産業の振興	18
2 地場産業の振興	21
3 企業の誘致対策	21
4 起業の促進	22
5 商業の振興	22
6 情報通信産業の振興	23
7 観光・レクリエーション	23
IV 地域における情報化	
通信体系の整備の方針	23
1 通信施設等の整備	23
2 情報通信技術の活用	24
V 交通施設の整備、交通手段の確保	
交通施設の整備および交通手段の確保の方針	24

Ⅰ 高規格道路、国道、県道および市町道の整備.....	24
Ⅱ 農道、林道の整備.....	25
Ⅲ 地域公共交通の確保	25
VI 生活環境の整備	
生活環境の整備の方針.....	26
Ⅰ 簡易水道、下水処理施設等の整備	26
Ⅱ 消防防災体制の強化	26
Ⅲ 災害対策	27
VII 子育ての環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進	
子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進の方針	27
Ⅰ こども・子育ての“よろこび”を次世代につなぐ「ふく育県」の推進	27
Ⅱ 高齢者の保健、福祉の向上および増進を図るための対策	28
Ⅲ 障がい者福祉の向上	28
VIII 医療の確保	
医療の確保の方針	29
Ⅰ 医療の確保対策	29
Ⅱ 無医地区対策	29
IX 教育の振興	
教育の振興の方針	29
Ⅰ 公立小中学校等の教育環境の整備	30
Ⅱ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	30
X 集落の整備	
集落整備の方針	30
Ⅰ 集落の生活圏形成	31
XI 地域文化の振興	
地域文化の振興の方針	31
Ⅰ 地域文化の伝承・保存	31

XII 再生可能エネルギーの利用推進

再生可能エネルギーの利活用の方針 32

　　| 自然特性を活かしたエネルギーの利活用 32

XIII その他

自然環境の保全および再生の方針 32

　　| 自然環境の保全および再生 32

別紙 過疎地域持続的発展計画 33

はじめに

これまで、過疎地域においては、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の成立以来、4 次にわたる特別措置法により総合的な過疎対策が行われ、道路や上下水道などの生活環境の整備が進み、住民の生活の安定に大きく寄与するとともに、地域資源を活かした観光施設整備等、産業の振興などにも一定の成果を挙げてきた。

しかし、人口減少や高齢化の進展など、過疎地域の厳しい社会経済情勢は継続しており、地域社会を担う人材の確保や地域の経済活性化、交通機能の確保などが課題となっている。

こうした中、令和 3 年 4 月に 10 年間の時限立法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行された。

本県においては、令和 2 年 7 月に策定した「福井県長期ビジョン」において 2040 年までに目指すべき福井県の将来像や進めていく政策の方向性を定めたところである。

本方針においても、この「福井県長期ビジョン」を踏まえ、広く県内の住民、産業界、大学等の力を結集し、過疎地域の持続可能な地域社会を形成するとともに、地域が有する可能性を最大限に活かして過疎地域の発展を図っていく。

本方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 7 条に基づき定めるもので、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を対象期間とする。なお、同法第 9 条に基づき定めることとされている過疎地域持続的発展都道府県計画は、別紙として本方針と一体的に策定するものとする。

I 基本的な事項

I 過疎地域の現状と問題点

(1) 過疎地域の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて公示された本県における過疎地域および特定市町村（以下、「過疎地域」と特定市町村を併せて、「過疎地域」という。）は、大野市、勝山市、あわら市のうち旧芦原町区域、永平寺町のうち旧上志比村区域、池田町、南越前町、越前町のうち旧越前町区域、若狭町のうち旧三方町区域であり、特定市町村は、福井市のうち旧美山町区域、旧越廻村区域、おおい町のうち旧名田庄村区域である。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における指定の状況は表Ⅰのとおりである。

表Ⅰ 特別措置法に基づく指定状況

	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（R3.4.1～R13.3.31）		
	全部過疎	一部過疎	特定市町村（R3～R8）
福井市			
旧美山町区域			○ (R3.4.1)
旧越廻村区域			○ (R3.4.1)
大野市	○ (R3.4.1)		
勝山市	○ (R4.4.1)		
あわら市			
旧芦原町区域		○ (R4.4.1)	
永平寺町			
旧上志比村区域		○ (R4.4.1)	
池田町	○ (R3.4.1)		
南越前町	○ (R3.4.1)		
越前町			
旧越前町区域		○ (R3.4.1)	
おおい町			
旧名田庄村区域			○ (R3.4.1)
若狭町			
旧三方町区域		○ (R4.4.1)	

（注）（ ）内は、過疎地域および特定市町村の公示年月日

県全体に占める過疎地域の割合は、面積で 51.5%、人口で 12.8%、世帯数で 11.8% となっている。人口密度は 45.4 人/km² と県平均の 4 分の 1 以下となっている。

また、過疎地域の財政力指数は、令和3年度から令和5年度の 3 年平均で 0.46 となっており、県内市町の単純平均である 0.61 と比べて低く財政力は弱い。

表2 過疎地域の概況

区分	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(戸)	人口密度(人/km ²)	財政力指数
福井市					0.78
(旧美山町区域)	137.73	3,656	1,234	26.6	
(旧越廻村区域)	15.35	1,054	429	68.7	
大野市	872.43	31,286	10,868	35.9	0.42
勝山市	253.88	22,150	7,524	87.2	0.42
あわら市					0.56
(旧芦原町)	37.91	11,259	4,229	297.0	
永平寺町					
(旧上志比村)	25.35	2,772	877	109.3	0.37
池田町	194.65	2,423	948	12.4	0.14
南越前町	343.69	10,002	3,266	29.1	0.27
越前町					0.33
(旧越前町区域)	35.08	4,038	1,543	115.1	
おおい町					1.02
(旧名田庄区域)	143.83	2,165	829	15.1	
若狭町					0.33
(旧三方町)	96.57	7,132	2555	73.9	
過疎地域市町計	2,156.47 (51.5%)	97,937 (12.8%)	34,302 (11.8%)	45.4	0.46
県全体	4190.52	766,863	291,662	183.0 (町平均0.61)	
備考	令和2年 (国勢調査)	令和2年 (国勢調査)	令和2年 (国勢調査)	令和2年 (国勢調査)	令和3~5年度平均

(2) 人口

ア 人口の状況

県内の過疎地域においては、昭和 50~60 年代以降、一貫して人口減少が続いている。

特に、平成 12 年以降においては、人口減少率が大きくなっている。

表 3 人口の状況

人口の推移	(単位:人)									
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
福井市										
(旧美山町区域)	6,340	6,126	6,111	5,957	5,699	5,299	4,942	4,531	4,097	3,656
(旧越廻村区域)	2,528	2,409	2,309	2,181	2,008	1,867	1,629	1,487	1,252	1,054
大野市	43,797	43,379	43,118	41,837	41,069	39,632	37,843	35,291	33,109	31,286
勝山市	31,025	30,852	30,416	29,805	29,162	28,143	26,961	25,466	24,125	22,150
あわら市										
(旧芦原町区域)	13,289	13,607	14,264	14,120	14,570	14,356	13,373	12,672	11,848	11,259
永平寺町										
(旧上志比村区域)	3,760	3,765	3,686	3,587	3,654	3,611	3,414	3,301	3,003	2,772
池田町	4,814	4,510	4,318	4,203	4,032	3,759	3,405	3,046	2,638	2,423
南越前町	13,913	13,820	13,886	13,804	13,616	13,221	12,274	11,551	10,799	10,002
越前町										
(旧越前町区域)	8,359	8,158	8,051	7,260	6,846	6,112	5,595	5,117	4,542	4,038
おおい町										
(名田庄村区域)	3,420	3,130	3,141	3,041	3,103	2,951	2,747	2,534	2,313	2,165
若狭町										
(旧三方町)	9,824	10,006	9,921	9,817	9,490	9,143	8,632	8,274	7,812	7,132
過疎地域市町計	141,069	139,762	139,221	135,612	133,249	128,094	120,815	113,270	105,538	97,937
県全体	773,599	794,354	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	766,863

人口の減少率 (単位:%)

	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年	R2年/27年
福井市									
(旧美山町区域)	△3.4	△0.2	△2.5	△4.3	△7.0	△6.7	△8.3	△9.6	△10.8
(旧越廻村区域)	△4.7	△4.2	△5.5	△7.9	△7.0	△12.7	△8.7	△15.8	△15.8
大野市	△1.0	△0.6	△3.0	△1.8	△3.5	△4.5	△6.7	△6.2	△5.5
勝山市	△0.6	△1.4	△2.0	△2.2	△3.5	△4.2	△5.5	△5.3	△8.2
あわら市									
(旧芦原町区域)	2.4	4.8	△1.0	3.2	△1.5	△6.8	△5.2	△6.5	△5.0
永平寺町									
(旧上志比村区域)	0.1	△2.1	△2.7	1.9	△1.2	△5.5	△3.3	△9.0	△7.7
池田町	△6.3	△4.3	△2.7	△4.1	△6.8	△9.4	△10.5	△13.4	△8.2
南越前町	△0.7	0.5	△0.6	△1.4	△2.9	△7.2	△5.9	△6.5	△7.4
越前町									
(旧越前町区域)	△2.4	△1.3	△9.8	△5.7	△10.7	△8.5	△8.5	△11.2	△11.1
おおい町									
(名田庄村区域)	△8.5	0.4	△3.2	2.0	△4.9	△6.9	△7.8	△8.7	△6.4
若狭町									
(旧三方町区域)	1.9	△0.8	△1.0	△3.3	△3.7	△5.6	△4.1	△5.6	△8.7
過疎地域市町計	△0.9	△0.4	△2.6	△1.7	△3.9	△5.7	△6.2	△6.8	△7.2
県全体	2.7	2.9	0.7	0.4	0.2	△0.9	△1.9	△2.4	△2.5

イ 人口構成

過疎地域の 15~29 歳の若年者比率は 10.7%(令和 2 年)と、県全体の若年者比率 13.1%より 2.4 ポイント低くなっている。昭和 50 年と比較すると約半減している。また、65 歳以上の高齢者比率は 38.1%(令和 2 年)と、県全体の高齢者比率 30.3%を 7.8 ポイント上回っており、その差は平成 2 年以降継続して拡大傾向にある。

表 4 若年層および高齢者の割合

	若年者(15~29歳)率(%)									
	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
福井市										
(旧美山町区域)	19.8	18.1	15.3	14.5	13.7	14.1	13.6	12.6	9.9	7.9
(旧越廻村区域)	22.7	18.9	16.9	17.0	18.2	18.6	13.9	12.4	9.2	9.5
大野市	20.5	18.5	16.4	15.5	15.3	15.4	14.3	12.4	11.7	10.8
勝山市	22.0	19.1	16.2	15.7	15.9	15.5	14.5	13.1	12.1	10.8
あわら市	20.7	18.8	17.5	17.2	16.6	16.6	14.9	13.9	13.4	11.9
永平寺町										
(旧上志比村区域)	22.2	20.5	16.2	16.7	18.1	17.1	14.1	13.8	12.2	11.0
池田町	14.8	15.1	13.9	13.4	11.7	12.3	12.6	12.0	11.6	9.7
南越前町	19.8	18.8	17.2	16.3	16.0	16.1	14.9	14.2	13.0	11.6
越前町										
(旧越前町区域)	22.2	20.7	18.6	15.5	16.0	15.8	14.7	14.0	11.8	10.5
おおい町										
(旧名田庄村区域)	17.6	14.7	14.8	14.2	13.8	13.2	11.1	10.2	9.7	9.7
若狭町										
(旧三方町区域)	19.2	18.8	17.4	17.1	16.1	14.4	12.9	11.5	11.3	9.8
過疎地域市町計	20.6	18.7	16.6	15.8	15.6	15.4	14.2	12.9	11.9	10.7
県全体	22.4	19.7	18.6	18.9	18.8	18.2	16.1	14.3	13.8	13.1

	高齢者(65歳以上)率(%)									
	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
福井市										
(旧美山町区域)	14.5	15.2	17.3	20.7	24.9	29.8	32.8	35.7	40.0	44.6
(旧越廻村区域)	13.4	14.6	17.2	19.8	23.7	29.0	33.3	38.6	45.2	50.2
大野市	11.2	12.7	14.1	16.9	20.8	24.3	27.5	30.3	34.0	37.3
勝山市	10.8	12.5	14.2	17.0	21.6	25.6	28.1	30.4	33.9	37.4
あわら市	12.0	12.8	13.9	15.9	18.6	21.7	24.6	27.3	32.6	35.1
永平寺町										
(旧上志比村区域)	10.7	12.0	14.0	16.7	20.2	24.1	28.1	30.8	35.4	40.5
池田町	14.8	17.8	20.0	22.9	29.0	34.6	38.9	40.6	43.2	44.5
南越前町	13.6	15.3	15.9	18.3	22.2	26.0	28.9	30.2	33.8	37.7
越前町										
(旧越前町区域)	13.8	15.0	15.8	18.7	22.6	26.4	30.1	32.7	37.4	42.6
おおい町										
(旧名田庄村区域)	14.2	16.3	17.7	20.7	23.3	28.6	30.8	34.1	36.9	40.4
若狭町										
(旧三方町区域)	13.0	14.7	16.4	18.1	22.5	26.3	29.0	31.8	34.9	38.0
過疎地域市町計	12.1	13.6	15.0	17.6	21.5	25.4	28.4	30.9	34.7	38.1
県全体	10.1	11.5	12.8	14.8	17.7	20.5	22.6	24.9	28.6	30.3

※若年者率および高齢者率は総数から不詳を除いた数に対する割合である。

(3) 産業

ア 就業人口

過疎地域における就業人口は、平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で 10.3% と、県全体と比べて 6 倍以上の減少率となっており、特に第 1 次産業において大きく減少している。令和 2 年の就業構造を見ると、過疎地域では、第 1 次産業の就業者数は減少しているものの、構成比は 7.3% で県全体 3.8% の約 2 倍であり、第 1 次産業は引き続き重要な産業となっている。

表 5 就業者および就業構造の推移

	平成22年就業者数				令和2年就業者数				比較			
	計 (構成比)	第1次	第2次	第3次	計 (構成比)	第1次	第2次	第3次	計 (増減率)	第1次	第2次	第3次
福井市 (旧美山町区域)	2,194 (100)	181 (8.3)	575 (26.2)	1,294 (59.0)	1,846 (100)	128 (6.9)	510 (27.6)	1,103 (59.8)	△ 348 (△ 15.9)	△ 53 (△ 29.3)	△ 65 (△ 11.3)	△ 191 (△ 14.8)
(旧越遁村区域)	644 (100)	39 (6.1)	230 (35.7)	343 (53.3)	507 (100)	34 (6.7)	135 (26.6)	305 (60.2)	△ 137 (△ 21.3)	△ 5 (△ 12.8)	△ 95 (△ 41.3)	△ 38 (△ 11.1)
大野市	18,212 (100)	1,772 (9.7)	5,615 (30.8)	10,808 (59.4)	16,964 (100)	1,250 (7.4)	5,502 (32.4)	9,929 (58.5)	△ 1,248 (△ 6.9)	△ 522 (△ 29.5)	△ 113 (△ 2.0)	△ 879 (△ 8.1)
勝山市	12,833 (100)	857 (6.7)	4,514 (35.2)	7,240 (56.4)	11,491 (100.0)	599 (5.2)	3,818 (33.2)	6,654 (57.9)	△ 1,342 (△ 10.5)	△ 258 (△ 30.1)	△ 696 (△ 15.4)	△ 586 (△ 8.1)
あわら市 (旧芦原町区域)	6,663 (100)	535 (8.0)	1,740 (26.1)	4,373 (65.6)	5,838 (100.0)	468 (8.0)	1,613 (27.6)	3,686 (63.1)	△ 825 (△ 12.4)	△ 67 (△ 12.5)	△ 127 (△ 7.3)	△ 687 (△ 15.7)
永平寺町 (旧上志比村区域)	1,626 (100)	67 (4.1)	481 (29.6)	1,040 (64.0)	1,440 (100.0)	80 (5.6)	405 (28.1)	925 (64.2)	△ 186 (△ 11.4)	13 (△ 19.4)	△ 76 (△ 15.8)	△ 115 (△ 11.1)
池田町	1,373 (100)	122 (8.9)	516 (37.6)	730 (53.2)	1,304 (100)	124 (11.7)	458 (34.4)	719 (53.9)	△ 69 (△ 5.0)	2 (△ 1.6)	△ 58 (△ 11.2)	△ 11 (△ 1.5)
南越前町	5,771 (100)	406 (7.0)	2,014 (34.9)	3,299 (57.2)	5,088 (100)	291 (5.7)	1,803 (35.4)	2,963 (58.2)	△ 683 (△ 11.8)	△ 115 (△ 28.3)	△ 211 (△ 10.5)	△ 336 (△ 10.2)
越前町 (旧越前町区域)	2,495 (100)	356 (14.3)	843 (33.8)	1,294 (51.9)	2,066 (100)	308 (14.9)	605 (29.3)	1,130 (54.7)	△ 429 (△ 17.2)	△ 48 (△ 13.5)	△ 238 (△ 28.2)	△ 164 (△ 12.7)
おおい町 (旧名田庄村区域)	1,150 (100)	97 (8.4)	376 (32.7)	677 (58.9)	1,105 (100)	94 (8.1)	339 (360.6)	651 (61.3)	△ 45 (△ 3.9)	△ 3 (△ 3.1)	△ 37 (△ 9.8)	△ 26 (△ 3.8)
若狭町 (旧三方町区域)	4,316 (100)	524 (12.1)	1,123 (26.0)	2,638 (61.1)	3,735 (100.0)	390 (10.4)	899 (24.1)	2,434 (65.2)	△ 581 (△ 13.5)	△ 134 (△ 25.6)	△ 224 (△ 19.9)	△ 204 (△ 7.7)
過疎地帯市町計	57,277 (100)	4,956 (8.7)	18,027 (31.5)	33,736 (58.9)	51,384 (100)	3,766 (7.3)	16,087 (31.3)	30,499 (59.4)	△ 5,893 (△ 10.3)	△ 1,190 (△ 24.0)	△ 1,940 (△ 10.8)	△ 3,237 (△ 9.6)
県全体	402,251 (100)	15,641 (3.9)	125,977 (31.3)	253,605 (63.1)	395,765 (100)	12,640 (3.8)	122,364 (31.3)	252,272 (65.0)	△ 6,486 (△ 1.6)	△ 3,001 (△ 19.2)	△ 3,613 (△ 2.9)	△ 1,333 (△ 0.5)

※1 各産業の構成比は総数(分類不能の産業を含む)に対する比率であるため、合計が100にならない場合がある。

※2 各産業の構成比は小数点第2位を四捨五入しており、合計が100にならない場合がある。

イ 第1次産業

過疎地域の第1次産業就業者総数については、平成22年から令和2年までの10年間で、24.0%減少しており、県全体の減少率に比べて高い水準となっている。特に大野市において、大きく減少している一方で、永平寺町旧上志比地域、池田町では増加がみられる。また、平成22年、令和2年ともに、過疎地域の第一次産業における農業就業者の占める割合は、県全体の同割合を下回っている。これは山間部や海岸部の多い過疎地域においては、他の地域に比べて林業就業者、漁業就業者の占める割合が高いことによる。

表6 第1次産業就業構造の推移

	平成22年就業者数				令和2年就業者数				比較			
	計 (構成比)		農業 (構成比)		計 (構成比)		農業 (構成比)		計 (構成比)		農業 (構成比)	
	農業	林業	農業	林業	農業	林業	農業	林業	農業	林業	漁業	
福井市												
(旧美山町区域)	181 (100)	160 (88.4)	21 (11.6)	0 (0.0)	128 (100)	105 (82.0)	23 (18.0)	0 (0.0)	△ 53 (△ 29.3)	△ 55 (△ 34.4)	2 (9.5)	0 -
(旧越廻村区域)	39 (100)	5 (12.8)	2 (5.1)	32 (82.1)	34 (100)	6 (17.7)	1 (2.9)	27 (79.4)	△ 5 (△ 12.8)	1 (20.0)	△ 1 -	△ 5 (△ 15.6)
大野市	1,772 (100)	1,671 (94.3)	98 (5.5)	3 (0.2)	1,250 (100)	1,174 (93.9)	71 (5.7)	5 (0.4)	△ 522 (△ 29.5)	△ 497 (△ 29.7)	△ 27 (△ 27.6)	2 (66.7)
勝山市	857 (100)	800 (93.4)	53 (6.2)	4 (0.5)	599 (100)	547 (91.3)	51 (8.5)	1 (0.2)	△ 258 (△ 30.1)	△ 253 (△ 31.6)	△ 2 (△ 3.8)	△ 3 (△ 75.0)
あわら市	535 (100)	527 (98.5)	5 (0.9)	3 (0.6)	468 (100)	457 (97.7)	7 (1.5)	4 (0.9)	△ 67 (△ 12.5)	△ 70 (△ 13.3)	2 (40.0)	1 (33.3)
永平寺町	67 (100)	60 (89.6)	6 (9.0)	1 (1.5)	80 (100)	76 (95.0)	4 (5.0)	0 (0.0)	13 (19.4)	16 (26.7)	△ 2 (△ 33.3)	△ 1 (△ 100)
池田町	122 (100)	84 (68.9)	34 (27.9)	4 (3.3)	124 (100)	105 (84.7)	19 (15.3)	0 (0.0)	2 (1.6)	21 (25.0)	△ 15 (△ 44.1)	△ 4 (△ 100)
南越前町	406 (100)	302 (74.4)	46 (11.3)	58 (14.3)	291 (100)	218 (74.9)	24 (8.3)	49 (16.8)	△ 115 (△ 28.3)	△ 84 (△ 27.8)	△ 22 (△ 47.8)	△ 9 (△ 15.5)
越前町	356 (100)	34 (9.6)	10 (2.8)	312 (87.6)	308 (100)	15 (4.9)	5 (1.6)	288 (93.5)	△ 48 (△ 13.5)	△ 19 (△ 55.9)	△ 5 (△ 50.0)	△ 24 (△ 7.7)
おおい町	97 (100)	62 (63.9)	35 (36.1)	0 (0.0)	94 (100)	67 (71.3)	27 (28.7)	0 (0.0)	△ 3 (△ 3.1)	5 (8.1)	△ 8 (△ 22.9)	0 -
若狭町	524 (100)	454 (86.6)	18 (3.4)	52 (9.9)	390 (100)	335 (85.9)	6 (1.5)	49 (12.6)	△ 134 (△ 25.6)	△ 119 (△ 26.2)	△ 12 (△ 66.7)	△ 3 (△ 5.8)
過疎地域市町計	4,956 (100)	4,159 (83.9)	328 (6.6)	469 (9.5)	3,766 (100)	3,105 (82.5)	238 (6.3)	423 (11.2)	△ 1,190 (△ 24.0)	△ 1,054 (△ 25.3)	△ 90 (△ 27.4)	△ 46 (△ 9.8)
県全体	15,641 (100)	13,664 (87.4)	807 (5.2)	1,170 (7.5)	12,640 (100)	11,120 (88.0)	582 (4.6)	938 (7.4)	△ 3,001 (△ 19.2)	△ 2,544 (△ 18.6)	△ 225 (△ 27.9)	△ 232 (△ 19.8)

※1 各産業の構成比は総数から「分類不能の産業」を除いた数に対する比率である。

※2 各産業の構成比は小数点第2位を四捨五入しており、合計が100にならない場合がある。

過疎地域の主業・準主業・副業的農家数については、平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で 47.4% 減少しており、減少率は県全体とほぼ同じレベルになっている。

また、過疎地域における副業的農家数の占める割合は、平成 22 年では 61.7% であったが、令和 2 年では 76.0% となっており、県全体の割合に比べ増加している。

表 7 主副業別経営体数

新 旧 市 区 町 村	計 (構成比)	平成22農家数					令和2年農家数					比較(H22-R2)				
		主業農家	65歳未満の農業従事者がいる	準主業農家	65歳未満の農業従事者がいる	副業的農家	計 (構成比)	主業農家	65歳未満の農業従事者がいる	準主業農家	65歳未満の農業従事者がいる	副業的農家	計 (増減率)	主業農家	準主業農家	副業的農家
福井市 (旧美山町の区域)	304 (100)	13 (4.3)	7 (2.3)	59 (9.4)	15 (4.9)	232	163 (100)	7 (4.3)	7 (4.3)	18 (11.0)	2 (1.2)	138 (84.7)	△ 141 (△ 46.4)	△ 6 (△ 46.2)	△ 41 (△ 69.5)	△ 94 (△ 40.5)
(旧越過村の区域)	33 (100)	1 (3.0)	1 (3.0)	9 (27.3)	4 (12.1)	23 (69.7)	26 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (100)	△ 7 (△ 21.2)	△ 1 (△ 100)	△ 9 (△ 100)	3 (13.0)
大野市	1,589 (100)	166 (10.4)	107 (6.7)	720 (45.3)	224 (14.1)	703	885 (100)	82 (9.3)	56 (6.3)	184 (20.8)	63 (7.1)	619 (69.9)	△ 704 (△ 44.3)	△ 84 (△ 50.6)	△ 536 (△ 74.4)	△ 84 (△ 11.9)
勝山市	1,057 (100)	55 (5.2)	39 (3.7)	312 (29.5)	97 (9.2)	690 (65.3)	554 (100)	32 (5.8)	21 (3.8)	92 (16.6)	32 (5.8)	430 (77.6)	△ 503 (△ 47.6)	△ 23 (△ 41.8)	△ 220 (△ 70.5)	△ 260 (△ 37.7)
あわら市 (旧芦原町の区域)	166 (100)	21 (1.3)	17 (1.0)	29 (1.7)	11 (0.7)	116 (7.0)	91 (100)	11 (12.1)	11 (12.1)	7 (7.7)	1 (1.1)	73 (80.2)	△ 75 (△ 45.2)	△ 10 (△ 47.6)	△ 6 (△ 35.3)	△ 22 (△ 75.9)
永平寺町 (旧上志比村の区域)	179 (100)	6 (3.4)	3 (1.7)	56 (31.3)	18 (10.1)	117 (65.4)	68 (100)	1 (1.5)	0 (0.0)	14 (20.6)	2 (2.9)	53 (77.9)	△ 111 (△ 62.0)	△ 5 (△ 83.3)	△ 3 (△ 100)	△ 42 (△ 75.0)
池田町	238 (100)	12 (5.0)	9 (3.8)	25 (10.5)	8 (3.4)	201 (84.5)	108 (100)	7 (6.5)	6 (5.6)	6 (5.6)	2 (1.9)	95 (88.0)	△ 130 (△ 54.6)	△ 5 (△ 41.7)	△ 19 (△ 76.0)	△ 106 (△ 52.7)
南越前町	495 (100)	29 (5.9)	21 (4.2)	90 (18.2)	30 (6.1)	376 (76.0)	229 (100)	18 (7.9)	17 (7.4)	30 (13.1)	7 (3.1)	181 (79.0)	△ 266 (△ 53.7)	△ 11 (△ 37.9)	△ 60 (△ 66.7)	△ 195 (△ 51.9)
越前町 (旧越前町の区域)	56 (100)	1 (1.8)	1 (1.8)	8 (14.3)	3 (5.4)	47 (83.9)	28 (100)	2 (2.0)	1 (1.0)	3 (3.0)	1 (1.0)	23 (23.0)	△ 28 (△ 50.0)	1 (100)	△ 5 (△ 62.5)	△ 24 (△ 51.1)
おおい町 (名田庄村の区域)	64 (100)	5 (7.8)	2 (3.1)	7 (10.9)	5 (7.8)	52 (81.3)	31 (100)	4 (12.9)	2 (6.5)	3 (9.7)	1 (3.2)	24 (77.4)	△ 33 (△ 51.6)	△ 1 (△ 20.0)	△ 4 (△ 57.1)	△ 28 (△ 53.8)
若狭町 (旧三方町の区域)	534 (100)	48 (9.0)	37 (6.9)	173 (32.4)	38 (7.1)	350 (65.5)	298 (100.0)	29 (9.7)	24 (8.1)	37 (12.4)	16 (5.4)	224 (75.2)	△ 236 (△ 44.2)	△ 19 (△ 39.6)	△ 136 (△ 78.6)	△ 126 (△ 36.0)
過疎地域市町計	4,715 (100)	357 (7.6)	244 (5.2)	1,488 (31.6)	453 (9.6)	2,907 (61.7)	2,481 (100)	193 (7.8)	145 (5.8)	394 (15.9)	127 (5.1)	1,886 (76.0)	△ 2,234 (△ 47.4)	△ 164 (△ 45.9)	△ 1,094 (△ 73.5)	△ 1,021 (△ 35.1)
県 全 体	19,233 (100)	1,117 (5.8)	750 (3.9)	4,850 (25.2)	1,339 (7.0)	13,266 (69.0)	9,871 (100)	741 (7.5)	560 (5.7)	1,335 (13.5)	400 (4.1)	7,795 (79.0)	△ 9,362 (△ 48.7)	△ 376 (△ 33.7)	△ 3,515 (△ 72.5)	△ 5,471 (△ 41.2)

(4) 観光

過疎地域の延べ観光入込客数について、令和6年は令和元年に対し 20.4%増となっている。特に、勝山市、池田町および南越前町において道の駅をはじめとする新施設のオープン等により大きく増加している。一方で、あわら市旧芦原区域、永平寺町旧上志比村区域、越前町旧越前町区域などにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ令和2年度に対しては増加しているものの、それ以前の令和元年に対しては減少している。

表 8 観光客入込数の推移

(単位:人、%)

	令和元年	令和2年	令和6年	増減率 (令和6年／令和元年)	
				151,000	(7.6)
大野市	1,992,900	1,120,400	2,143,900	728,927	(32.9)
勝山市	2,215,601	1,285,534	2,944,528	△ 108,778	(△ 7.9)
あわら市 (旧芦原町の区域)	1,381,916	937,578	1,273,138	△ 42,965	(△ 10.5)
永平寺町 (旧上志比村の区域)	409,646	303,960	366,681	213,466	(94.4)
池田町	226,033	176,860	439,499	1,229,703	(175.3)
南越前町	701,285	503,003	1,930,988	△ 295,871	(△ 35.9)
越前町 (旧越前町の区域)	825,040	511,200	529,169	25,994	(2.1)
若狭町 (旧三方町の区域)	1,221,796	1,089,213	1,247,790	9,103,987	(20.4)
過疎地域市町計	35,095,457	22,013,323	38,090,557	2,995,100	(8.5)
県全体					

(5) 地域別現状と問題点

過疎地域を山間地域、海岸地域に分けて現状と問題点を見ると次のとおりである。

ア 山間地域（福井市旧美山町区域、大野市、勝山市、永平寺町旧上志比村区域、池田町、南越前町、おおい町旧名田庄村区域、若狭町旧三方町区域）

これらの地域は、いずれも林野率が高く、冬期に積雪の多い山村であり、自然的条件が地域の発展を妨げる大きな要因となっている。

これまで道路や上下水道、情報通信などの社会基盤の整備が進められてきており、近隣都市への移動時間の短縮や携帯電話不感地域の解消など、地域間格差の是正に向け、一定の成果を上げているが、依然として近郊での働き口の確保が難しく、人口の流出が続き、65歳以上が人口の50%以上を占める高齢化が進んだ集落の数も増加している。

主要産業である農林業について、農業では耕地区画が矮小で生産性が低いこと、林業では経営規模が小さく、木材価格の低迷と需要の減退などの厳しい状況にあることから、農

林業離れが進行し、従事者の減少と高齢化が問題となっている。また、近年、イノシシやニホンジカの個体数が増加し、農山村部を中心に有害鳥獣による農作物被害が深刻な社会問題となっている。表面化しているだけでも、令和5年には県全体で年間1億3千万円を超える農作物への被害が発生しており、農山村地域の農業振興を図る上で大きな障害となっている。

商工業については、事業所数が少なく、また、その多くが景気変動の影響を受けやすい零細企業であることなどから、まとまった就業の場を確保するには至っていない。

このような状況の中で、地域の担い手となる若年層の都市部への流出が、高齢化の進展とともに地域の活力低下の原因となっている。

イ 海岸地域（福井市旧越廻村区域、あわら市旧芦原町区域、南越前町、越前町旧越前町区域、若狭町旧三方町区域）

これらの地域は、越前海岸や若狭湾に沿った地域であり、地勢は概ね急峻で山なみが海岸線近くまで迫り、海岸線一帯の漁業を中心とした集落と丘陵地帯や山間部での農業を中心とした集落により構成されている。その地理的条件により、住宅・宅地の確保が難しく、若年層を中心に生活基盤の安定した近隣都市への流出が進んでいる。

これまで、道路などの社会基盤の整備に加え、有料道路の無料化や地域の特産物をテーマにした観光施設の整備などが進められており、内陸部の都市とのアクセス改善や観光振興など一定の成果を上げている。

主要産業の水産業については、釣り、定置網、底曳網などの沿岸漁業を中心で、経営規模は零細な漁業経営体が多く、個人経営体では兼業率が高い。漁業従事者は、全体として減少傾向だが、若年層割合が微増傾向にある。農業については、矮小な耕地区画が海岸の段丘や渓谷に散在し、その自然的条件から生産性は低いほか、丘陵地帯では畠作や園芸を中心とした農業であるが、従事者は減少している。また、商工業については、山間地域と同様の状況にある。

このような状況の中、海岸地域においても、地域の担い手である若年層の流出、高齢化の進展が地域の活力低下の原因となっている。

2これまでの過疎対策の成果および評価

（1）対策の成果

（農林水産業）

- ・農道や林道、漁港、ほ場、用排水路、木質バイオマス発電施設、木材・特用林産物施設、漁場や藻場等の整備により、農林水産業の生産基盤の近代化と生産性向上に寄与した。
- ・県、過疎地域市町、地域の農家等が一体となり、施設管理の省力化や地域の活動組織が行う活動の活性化を支援し、農業の振興を図った。
- ・過疎地域において集落が共同して行う、集落営農や山ぎわ間伐、沿岸の藻場等の保全などへの支援により、地域の活性化を図った。
- ・農林水産物直売所の設置等を進め、特産物等の販売ルートを拡大するなど、過疎地域の農業活性化、生産者の生きがいづくりを図った。

- ・鳥獣害対策として、電気柵や捕獲檻の設置に対する支援、有害鳥獣の捕獲・駆除など、総合的な施策を行った。
- ・民間施設における県産材利用に対する支援や企業の県産材活用の意識醸成を図り、県産材の利用推進を図った。
- ・農林水産業の新たな担い手確保のため、各分野のカレッジにおいて人材の育成を図った。

(道路・通信網)

- ・国道 158 号、365 号、417 号、476 号などの国道、常神三方線、皿谷大野線、坂本高浜線をはじめとする県道および市町村道の整備推進により、過疎地域から都市部への移動時間の短縮といった利便性の向上や、防災・減災対策による安全性の向上を図った。
- ・「永平寺大野道路」の全線開通(平成 29 年度)、舞鶴若狭自動車道の全線開通(平成 26 年度)、国道 417 号「冠山峠道路」開通(令和5年度)によって、県内過疎地域から中京圏・関西圏へのアクセスが向上した。
- ・国道 305 号(ホノケ山トンネル)(平成 25 年度)の完成により、合併前の旧町村間の移動時間が短縮され、利便性が向上した。
- ・国道 305 号越廻バイパス(平成 24 年度)や国道 158 号奈良瀬・境寺バイパス(平成 24 年度)の完成により、日常生活の利便性が向上した。
- ・通学路区間となる県管理道路において、平成 15 年度から歩道除雪を実施したことにより、冬期間の通学路における児童・生徒の安全を図った。
- ・県内のすべての過疎地域にケーブルテレビが整備され、携帯電話の不感地域についても一部を除き解消されるなど、情報通信基盤の整備が進み、地域間の情報通信格差(デジタル・ディバイド)は是正されつつある。

(医療)

- ・過疎地域では、医師の確保や巡回診療により、すべての地域において医師による診療を受けることができるようになった。

(生活)

- ・過疎地城市町が運行するコミュニティバスや乗合いタクシーへの支援により、高校生や高齢者をはじめとする過疎地域の住民の移動手段の確保を図った。
- ・上水道や簡易水道、下水道や集落排水施設および合併処理浄化槽等の整備が進められ、水道普及率や水洗化率の向上につながっている。
- ・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行い、土砂災害の危険箇所における人家等の保全を図った。

(定住)

- ・都市圏において、U・Iターン希望者に対する福井での暮らしや就職に関する相談会の開催、空き家情報の提供などにより、過疎地域への「新ふくい人」の招致を促進した。
- ・全国からの移住者に対して移住支援金を支給し、また子育て世帯への加算を実施することで県外からの UI ターン促進を図った。
- ・都市部住民等が一定期間過疎地域等に住み、地域の活動に従事する「地域おこし協力隊」

は年々増えており県内の過疎関係市町においては、令和7年4月1日時点で19人が従事している。観光振興や農林業の応援、移住定住の促進などその業務内容は多岐に渡り、地域の活性化に貢献している。

表9 過疎地域における地域おこし協力隊活動状況

過疎市町	人数	主な活動内容
福井市	1人	林業振興、地域活性化
大野市	7人	観光や林業の振興、関係人口創出
勝山市	3人	関係人口の創出促進、住民活動支援および観光プロモーション支援
あわら市	0人	-
永平寺町	2人	農業振興、食育活動、特産品の創出および移住定住の促進
池田町	0人	-
南越前町	1人	移住・関係人口の促進
越前町	1人	特産品の創出・開発、農林業や観光の振興
おおい町	2人	官学連携、観光振興および情報発信
若狭町	2人	移住促進、地域振興および情報発信

(令和7年4月1日現在)

(教育)

- ・県内小中高校と教育研究所をつなぐ遠隔授業・研修システムや1人1台のタブレット端末の導入により、ICTを活用した教育環境の充実を図った。

表10 市町別公共施設等整備状況

(単位:%)

	平成27年3月31日現在			令和6年3月31日現在				
	市町村道		水洗化率	水道普及率	市町村道		水洗化率	水道普及率
	改良率	舗装率			改良率	舗装率		
大野市	82.4	87.4	84.3	38.5	83.4	88.3	91.9	37.3
勝山市	73.7	87.9	91.0	96.5	74.9	88.8	93.6	96.5
あわら市 (旧芦原町区域)	86.7	97.1	96.0	99.6	88.2	97.5	96.8	99.6
永平寺町 (旧上志比村区域)	93.7	98.7	97.2	99.0	94.1	98.7	98.2	99.1
池田町	57.7	83.7	83.6	92.8	59.8	84.6	90.4	89.6
南越前町	62.6	82.2	96.4	97.0	63.3	83.8	98.2	98.0
越前町 (旧越前町区域)	35.4	54.2	84.6	100.0	39.2	56.7	89.3	100.0
若狭町 (旧三方町区域)	28.1	79.8	93.8	99.1	31.4	80.5	95.7	98.8
過疎地域 計	65.0	83.9	90.9	90.3	66.8	84.9	94.3	89.9
県全体	71.7	91.7	98.0	96.1	73.0	92.3	97.1	96.6

(2) 対策の評価

過疎地域では総合的な過疎対策が行われ、次のような成果を挙げてきた。

- ①産業振興施策により、農林水産業の生産基盤、近代化施設等の整備がなされ、生産性の向上、省力化等に寄与した。
- ②交通・通信網の整備により、日常生活の利便性が向上した。
- ③生活環境施設などの整備が推進され、住民福祉の向上が図られた。

3過疎地域の持続的発展の基本方針

(1) 目指すべき方向性

これまで産業の振興や交通網などの整備、医療や教育の機会の確保に向け、ソフト・ハード両面での対策等を実施してきたが、若い世代が流出するなど、依然として人口減少や少子高齢化が進んでおり、過疎地域の産業や生活を支える担い手が不足している状況にある。

そのような状況の中、地域に住む子育て世代への支援や地域産業を担う人材の育成、若者や女性、NPO 団体の地域活動への応援など誰もが活躍できる環境整備が進んでいるほか、北陸新幹線が開業し、また中部縦貫自動車道の県内全線開通を控えるなど、都市部との交流の機会が広がったことで、過疎地域に人を呼び込む好機となっている。

これから過疎対策においては、地域内外の人との関わり合いの中で、次の時代を生きる人を育てるとともに、沿線市町にとどまっている北陸新幹線開業によるにぎわいを過疎地域にも波及させ、地域資源を活用しながら、過疎地域の持続と発展を目指していく。

(2) 全体方針

方針 1 若い人が集い、活躍できる地域

過疎地域は、若い世代を中心とした人口の流出が続く中、高齢化の傾向も他の地域に比べ顕著であり、産業や地域に関わる人材が不足するなど、地域社会の維持が難しくなっている状況にある。その一方、人口が集中する都市圏においては、大規模災害や感染症などのリスクが顕在化し、地方への移住の動きがみられている。県外からの移住者である「新ふくい人」においても、特に 20 歳代、30 歳代の子育て世代の移住者や三大都市圏からの移住が増えており、この人の流れを過疎地域にも取り込む必要がある。

このため、都市部の若い世代に向けた「攻め」の移住施策による人の流れづくりや若い世代が魅力を感じる多様な企業の誘致、地域の次代を担う学生に向けたふるさと教育の推進、地域活性化に向けた活動にチャレンジする若い世代や女性、NPO 団体を応援するなど、地域内外の人が関わりながら力を発揮できる施策を進めていく。

方針 2 ふるさとのしごとを次代につなぐ地域

本県の過疎地域には、里山里海湖などの豊かな自然、越前がにやいちはまれなどのおいしい食材、伝統的民家等の美しい景観など、ふるさとの良さが数多く残っており、生活・文化を形づくってきた。これらを大切に守るためにも、地域資源を活かしたふるさとのしごとを次代に引き継いでいくことが必要である。

こうした魅力を十分にPRし、農林水産物の6次化・ブランド化や他産業との連携を進めるとともに、園芸、林業、水産カレッジや県立大学との連携により、即戦力となる担い手を育成することや、先端技術を導入した養殖生産拡大や担い手の労力の省力化により地域の一次産業を強化していく。また、農林水産業を支える人や組織を支援し、生産基盤である農林水産資源を保全していく。

さらに、豊かな自然や食を活かした体験メニューなど、教育旅行や観光客が周遊滞在できる環境づくりによる交流人口の拡大のほか、多様な企業の誘致などにより雇用機会を拡充する施策を進めていく

方針3 いつまでも安心して暮らせる地域

これまでの過疎対策により、道路や上下水道、情報通信網等の整備、医療体制の確保、教育施設の整備など社会基盤を構築する対策を進めてきた。しかしながら、交通・情報通信網の未整備区間・区域の存在や公共施設の老朽化、保育、医療、介護に係る人材の不足など、地域での生活に欠かせない環境整備が引き続き必要となっている。

今後は、これまでの過疎対策で実施してきた環境を維持するほか、隣接府県や合併前の旧市町村間を結ぶ基幹道路の整備や老朽化施設等の長寿命化・耐震化の推進、公共交通機関の維持や除雪体制の強化、高速通信網の整備による交通・情報通信手段の確保、ドクターへりによる医療体制の強化や、子育て世代や高齢者を支える人材の確保など、ソフト・ハード両面から、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを進めていく。

方針4 みんながつながり合える地域

過疎地域には、家庭や地域における人ととの「つながりの力」が強く、他人のために行動したり、お互いに支え合うことを大切にするなど、今も地域社会の「絆」が残っている。しかしながら、人口減少のペースはさらに加速しており、集落の生活機能や伝統行事を維持していくことが困難になっているほか、地域のにぎわいも失われつつある。

このため、地域おこし協力隊や集落支援員による地域のサポートや、民間サービス等の活用や有償ボランティア等による新たな共助の仕組みづくり、住民の寄り合いや地元農産物等の販売に活用できる拠点づくりのほか、地域資源や地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域の「人」「場所」「資源」を活用しながら、住民同士がつながり、支え合える持続可能なまちづくりを進めていく。

方針5 デジタル技術で築く持続可能な地域

人口減少・少子高齢化が進行し、自治体経営が困難なものになる中、過疎地域における持続可能な地域社会を実現するためには、より身近になったデジタル技術の活用が求められる。

今後は、過疎地域と県が連携しながら、AIの活用やドローンを活用した防災対策等、デジタル技術を効果的に取り入れることで、効率的な行政サービスの提供や地域課題の解決を目指していく。

(3) 地域別方針

ア 山間地域（大野市、勝山市、永平寺町旧上志比村区域、池田町、南越前町、若狭町旧三方町区域）

これらの地域は、林野率が高く、地域住民の多くは農林業を営んでいるが、経営規模は極めて小さく生産性も低い。このため、農業では、農地の集積による経営規模の拡大や、生産基盤の整備・更新、営農を省力化する機械の活用により生産性の向上を図る。さらに、農家所得の向上を図るため、付加価値の高い加工品の生産や農産物のブランド化を一層進めるとともに、経営の複合化を推進する。林業については、林道等の林業生産基盤の整備充実を促進するとともに、木材・特用林産物の生産、特産品づくりの振興、さらに、燃料等への木質バイオマスの利活用を図る。また、農林業を担う人材の育成に努めるなど、ソフト面の施策を充実させていく。

これら既存の農林業の振興とともに、豊かな自然を活かした体験プログラムの提供による交流促進、地域資源を活かしたスマートビジネスなどの起業促進、産業団地や道の駅を中心とした新たな人や企業の集積を図り、就労の場の拡大を目指す。

社会基盤の整備については、生活圏などの面で近隣都市との結び付きが強いため、引き続き広域的な基幹道路の整備を進める。

その他、救急医療の確保や公共交通機関の維持などの課題が顕在化してきているため、ドクターヘリによる医療体制の強化や公共交通機関への支援など、ソフト面の対策を推進する。

イ 海岸地域（あわら市旧芦原町区域、南越前町、越前町旧越前町区域、若狭町旧三方町区域）

これらの地域は、海岸と山地に挟まれ、利用しやすい土地が不足しているため、住宅・宅地、道路等の整備を引き続き総合的に推進するとともに、福井市、越前市、鯖江市、敦賀市などの近隣都市との往来や観光交通の円滑化を図るため、広域的な主要幹線道路の整備を促進する。また、安全な交通を確保するため台風や大時化の際の道路への越波への対策を講じる。

産業面においては、漁港の機能強化を進めるとともに、沿岸域から沖合域に至る漁場の一体整備や、先端技術を活用した養殖生産など、生産額向上を図る。また、水産業を担う人材の育成に努めるなど、ソフト面の施策を充実させていく。

さらに、越前水仙や越前がになどの特産物、越前加賀海岸国定公園や若狭湾国定公園という恵まれた自然・景観をより有効に活用し、域内と内陸部の観光拠点とを結ぶ広域観光ルートの開発等により、周遊型・滞在型の観光を促進する。

4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本県には、「福井坂井地区」「奥越地区」「丹南地区」「嶺南地区」の4つの広域行政圏があり、ごみ処理や消防などの行政サービスについては、各広域行政圏に一部事務組合が組織され、過疎地域市町を含むブロック単位での事業が実施されている。

しかし、全国的に課題となっている医療の確保、大規模災害発生時の対応など、広域行

政圏を越えた対応の必要性も出てきている。

こうしたことから、今後の過疎対策に当たっては、過疎地城市町と各広域行政圏とが連携を図りつつ、ドクターへりによる医療体制の強化、広域防災訓練の実施や被災自治体への職員派遣、移住・定住の促進、農産品のブランド化、広域観光の促進など、広域行政圏を超えた対策が求められる分野については、県が市町間の調整、広域的なコーディネートを行い、過疎地城市町の取組みを補完・支援していく。

表 11 過疎地域の広域的な経済社会生活圏

広域市町村圏	市町名
福井坂井地区	福井市 (旧美山町区域) (旧越廻村区域)
	あわら市 (旧芦原町区域)
	永平寺町 (旧上志比村区域)
	大野市
奥越地区	勝山市
	池田町
丹南地区	南越前町
	越前町 (旧越前町区域)
	おおい町 (旧名田庄村区域)
嶺南地区	若狭町 (旧三方町区域)

Ⅱ 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

《移住定住、地域間交流、人材育成の方針》

過疎地域の人口流出を抑制するためには、移住定住に向けた積極的な取組みが重要である。そのため、都市部への「攻め」の移住政策に向けた体制強化や、教育機関と産業界の連携による学生の県内就職の促進を図る。また、都市部と過疎地域が交流し関わる機会を提供するとともに、福井に呼び込む仕掛けをつくり、地域活性化やUIターンにつなげる。さらに、若者やNPO団体などが行う地域や社会に貢献する活動への支援や、次代を担う子どもへのふるさと教育などにより、地域の担い手を育成・確保する。

Ⅰ 移住定住の促進

過疎地域では、大都市圏への転出超過が多くなっており、移住促進が課題となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

- ア 大都市圏の地方転職希望者を開拓する体制を強化し、県内へのUIターンを促進する。
- イ 県内外の大学、学生と県内企業とのつながりを強化し、県内就職を促進する。

2 地域間交流の促進

今後の過疎対策においては、都市部との共生・互恵という共通認識を醸成することが重要であり、これまで以上に都市部住民との連携・交流を推進していく。また、大学や企業と連携し、新しい発想で地域活動に取り組む若者を育成する「エキセントリック・カレッジふくい」や地域活性化にチャレンジする若者を増やすための場づくりである「ふくい若者フォーラム」などの取組を通じ、地域のリーダーとなる若者育成および地域内外での交流拡大を図る。

- ア ふるさと納税をきっかけとした来県を促進するための着地型ツアーや体験プログラム等を提供し、交流人口の拡大を図る。
- イ 都市部の学生や社会人にむけて、地域との「関わりしろ」となるプロジェクトや交流の機会を提供する。

3 地域社会の担い手となる人材育成

過疎地域に関わる若者や女性、NPO団体等の多様な人材の地域活性化に向けた活動を情報発信や環境づくりなどで支援するとともに、次代を担う学生や子どもに向け、大学や企業、自治体の連携により地域に根差した教育を推進するなど、すべての世代で福井を支える人材を育成・確保し、地域への定着につなげる必要がある。

- ア 地域に貢献する若者や女性、NPO団体等のチャレンジを応援し、県民の主体的な活動を「県民ワクワクチャレンジプランコンテスト」で支援。

イ 「福井県社会貢献活動支援ネット」による情報発信の強化や若者による活動企画づくりへの支援などにより、若者はもとより幅広い世代の地域貢献活動への参加を促す。

ウ 地域おこし協力隊の受入・定住を支援することにより、地域活動の活発化と若者の移住を促進する。また、地域おこし協力隊が3年間の任期終了後においても、地域に定着して行う、活動を継続して支援することで、協力隊の定住を促進する。

エ 県内の产学研官医金が連携し、大学の知的・人的リソースを活かし地域社会の担い手となる人材を育成する。

オ 県立高校において、様々な県内企業から講師を招き、最先端技術を学ぶ講座の開催や、企業と協働した教育活動を実践することで、地域産業に貢献する人材を育成する。

カ 児童生徒が自らの地域の自然や文化、観光資源などについて学習したことを基に課題を見出し、その課題解決などを他者へ発信する活動を通して、ふるさと福井に誇りや愛着を持ち、地域の魅力を発信できる人材を育成する。

III 産業の振興

《産業振興の方針》

過疎地域が持続的に発展するためには、産業を振興し、安定的な雇用機会を拡充することが重要であることから、多様な企業の誘致を進めることに加え、スマートビジネスなど、規模は小さくても独自のアイデアや地域資源を活かした起業の促進を図る。

過疎地域を含む県全体において稼げる農林水産業を実現するため、大規模経営モデルの育成やスマート技術の導入加速化、園芸、林業、水産カレッジや県立大学との連携等による新規就業者の確保や、女性や外国人を含む様々な担い手の確保などを推進する。

また、いちほまれ・越前がに・県産材など本県の農林水産物の魅力の国内外への発信を行う。

さらに、「半（農・林・漁）半X」など農林水産業以外との兼業や海業の推進、農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成、地域を守る鳥獣害対策や防災・減災の推進、ふくいの食と農林水産業を知るイベントの開催や直売所の農林水産物の供給拡大などにより、魅力と活力あふれる農山漁村コミュニティの維持・活性化を目指す。

I 農林水産業の振興

(1) 農業

過疎地域の農業については、急傾斜で小区画な農用地が多いため農業生産性が低い。さらに、高齢化、担い手の減少、鳥獣被害の増大により、営農意欲が低下し、耕作放棄地が増加するなど、農用地の維持管理にも支障をきたしている。こうした状況を踏まえ、次のように

な施策を推進する。

ア 県、過疎地域市町、鳥獣害対策協議会等の更なる連携の強化により鳥獣害対策を推進し、鳥獣害対策コーディネーターによる地域の課題に応じた個別指導や、ICT技術を活用した電気柵遠隔操作システムの導入など、効率的な捕獲技術を実証・普及し、集落や農作物を鳥獣害から守る。

イ 県、JA、市町が一体的に集落営農救援隊を組織し、作付けや作業計画作成支援、財務管理など、個々の組織の課題に応じた現場密着型の指導を展開し、集落営農組織の立て直しを図る。

また、地域農業サポートセンターを通じた支援等により、過疎地域における農業の従事者不足に対応していく。

ウ 地域での話し合いによる将来ビジョンの策定や先行事例などの調査、話し合いの場づくりなど、農村RMOの設立・運営を後押しするとともに、既存の地域資源の活用や、新たな地域資源の創出、それらを活用したワインや観光農園などのチャレンジを応援し、住民がいきいきと暮らせるモデル集落を育成する。

エ 農山村の住民が協力し、侵入竹の除去・活用などによる里山林の保全や耕作放棄地の発生抑制を図るなど、森林や農地の多面的機能を発揮させるとともに、農山村集落での共同活動の継続を支援する。

オ いちはまれブランド戦略に基づき高価格帯を維持しながら販路を拡大し、福井県産米全体のイメージアップを図るとともに、麦、大豆、そば、輸出米などにより水田をフル活用し、農協と連携しながら農業者の所得向上を目指す。

カ 県産食材の特長や魅力を伝えるストーリー動画を活用して県内外でPRするとともに、高級ホテルのレストランや飲食店などにおける福井フェアの開催や県内産地視察などを通じて、県産農林水産物や加工品のブランド力向上と販路拡大を推進する。

キ 自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、土地改良施設の改修など防災・減災機能の向上を図るとともに、畦畔法面の緩傾斜化による管理作業の省力化など、農地を維持管理しやすい基盤整備を進める。

ク 食と農林水産物の魅力発信イベントや、地場産農林水産物の供給拡大や品揃えの充実による農協等の直売所の魅力向上、園芸LABOの丘の再整備などにより、本県の食・農のすばらしさ・魅力を再発見する食育や農遊を推進するとともに、地産地消を拡大する。

ケ 特定区域を中心とした有機農業の産地化や、農薬や化学肥料を減らす技術の開発・普及、大規模水稻有機モデル経営体の育成など環境にやさしい農業を推進するとともに、購入キャンペーンの展開や学校給食での利用などにより、環境にやさしい農業に対する

消費者の理解醸成と販路開拓を進める。

- コ 園芸カレッジや嶺南地区に整備する第二園芸カレッジ(仮称)での研修、農業法人でのインターンシップ型研修などにより、農業で活躍する人材を育成するとともに、女性や外国人材、障がい者などの様々な担い手の参画を促進する。
- サ 従来よりも暑さに強い水稻や園芸作物など、環境変化に強い品種を育成し、他産地との差別化を図る。

(2) 林業

過疎地域の大部分を占める森林は、木材等の林産物の供給はもとより、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの公益的機能を有している。また、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、今後は環境保全を図りながら有用な資源として県産材の需要と供給を拡大していくことが重要となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

- ア 林業適地における主伐地の集約化と効率的な主伐・再造林を行う「ふくい型林業経営モデル」を定着・拡大するとともに、ICT技術を活用した経営の推進や、県産種苗の安定供給体制を構築する。
- イ 県産材の需給調整を統括するシステムなどを構築するとともに、B材工場の誘致や大径材等を利用した高付加価値製品の生産、意欲的な製材事業者等との連携による都市圏や海外での販路開拓などにより、県産材の需要を創出・拡大する。
- ウ 自伐型林業とそれ以外の仕事を組み合わせた(半林半X)自分らしい働き方を応援し、山村地域の活性化を推進する。
- エ ふくい林業カレッジの運営により、実践的な技術の習得や安全教育を実施し、林業の現場で即戦力として活躍できる人材の確保・育成を図る。
- オ 地域住民が協力し、里山林の手入れや侵入竹の除去・活用などの協働活動により、森林の多面的機能を発揮させるとともに、里山林の環境保全を推進する。
- カ 緑と花の県民運動の永続的な展開やふくいの木づかい運動などにより自然や木の良さを伝え、継続して森を守り育てるの大切さを普及啓発し、活力ある森林を次の世代につなげていく機運を醸成する。
- キ 森林管理による温室効果ガスの吸収量を認証するJ-クレジット制度を県有林で活用し、創出したクレジットの地産地消を進めることにより、森林整備に必要な資金の循環を図り、持続可能な林業経営を推進する。

(3) 水産業

過疎地域の水産業は漁船漁業等が主体であり、塩干し等の簡易な加工も行われているが、近年は燃油価格等の高騰や不安定な漁獲量、就業者の高齢化、後継者不足など、厳しい状況となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

ア 自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、漁港の安全性の確保など防災・減災機能の向上を図る。

イ 共同操業や法人化などによる定置網漁業経営体の収益力強化や、企業の養殖参入促進、海面養殖モデル（集落養殖業など）の構築など、海洋環境や社会情勢の変化に対応できる、強く安定した漁業経営体を育成する。

ウ 北陸新幹線などを活用した新たな流通体制の構築や、最新技術を活用した加工品の開発などにより「ふくいの魚」の魅力を消費者に伝えるとともに、飲食店や量販店と連携した購入機会の拡大により、ファンを増やす。

エ 漁家民宿を拠点とした漁業体験や、漁港を有効活用したにぎわい・交流の場づくりなど、海業を推進するとともに、次世代に向けて水産業の魅力を伝えるため、水産業の振興と水産資源の保護などをテーマとする全国海づくり大会の招致に取り組む。

オ ふくい水産カレッジにおいて、次代を担う漁業者の育成や漁業協同組合の育成を図る。

2 地場産業の振興

過疎地域の地場産業としては、木材加工業や水産加工業のほか、繊維や観光などの産業が主なものである。こうした地場産業の振興は、多様な就業機会の創出や地域経済の活性化を図る上で特に重要であるため、設備の近代化や経営の合理化を進める一方、担い手を育成していく。

また、消費者ニーズに対応した新商品、新技術の開発、商品の高付加価値化、販路の拡大を図るとともに、農林水産業と商工業が連携した商品の開発や農業と観光が結び付いた体験ツアーなど、地域特有の資源や技術、創意を結集した新たな地場産業を育成する。

一方、過疎地域の地元建設業については、インフラ整備や災害復旧、除雪等の役割を担うほか、雇用の受け皿としても地域に欠かせない産業であるが、近年は公共事業の減少により経営基盤が弱くなっているため、農業への進出や林業との連携など新分野への進出を促進する。

3 企業の誘致対策

過疎地域において企業立地を進めることは、地域経済の活性化と雇用確保を図る上で

特に重要である。このため、企業誘致の受け皿となる産業団地の整備を進める市町を支援するとともに、高速交通ネットワークの整備進展や安価な電気料金、低い自然災害リスクなど本県の優れた立地環境を活かした誘致活動を展開する。

また、若者に魅力ある職場づくりのため、IT企業に限定していたサテライトオフィス誘致について、業種を限定せず、空き家改修や家賃、設備などへの支援を行い、誘致を進める。

4起業の促進

過疎地域には豊かな自然、おいしい食材、地域のつながりなど、ふるさとの良さが残っており、都市部にはない魅力がある。こうした地域資源を活用し、次のような施策を推進する。

ア 商工業者と農林漁業者が連携して行う新商品開発、販路開拓などを促進し、過疎地域の特産物等の競争力向上を図る。

イ 地域の特産品の商品化などスマートビジネスを支援し、地域住民やU・Iターン者の雇用の受け皿を確保していく。

ウ 各市町が商工団体や金融機関と連携して、ワンストップ窓口を設置し、地域に密着した創業を総合的に支援する。

エ 創業時に必要な経費に対し、制度融資や補助制度等により、資金面からも支援する。

オ クラウドファンディング方式で全国からふるさと納税を集め、県内事業者の創業、新商品開発、販路拡大など新たな事業を支援する。

5商業の振興

過疎地域の商業は、消費者人口が少なく、商業機能が集積しにくいという立地条件にある。さらに、消費者の価値観の多様化や、交通網の整備、近隣市町における大型小売店の出店といった商業環境の変化により、地域の商店街のにぎわいが失われつつある。また、高齢化が急速に進行していることから、移動手段を持たない高齢者等に日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供していくことなどが必要であり、現在、民間において移動販売やインターネットによる日用品の宅配サービスが行われている。

一方で、地域の商店の維持は重要な課題であることから、各商店の事業承継支援や空き店舗の改修やコミュニティースペースの整備など将来を見据えた地域の商店街の振興に向けた取組みを実施する。

そのために、市町や商工団体と連携し、意欲ある人材の育成や制度融資等により、個店や商店街全体の魅力と集客力の強化を図る

6情報通信産業の振興

過疎地域においても、ICT技術の進展に合わせて企業等のデジタル化が必要となっている。このため、デジタル化を促進する環境整備への支援や、IT人材の確保・育成に向けた体制の強化などにより、企業等の業務効率化や高付加価値化を促進する。

7観光・レクリエーション

過疎地域は、越前海岸や若狭湾、九頭竜湖などの豊かな自然、いちはまれや越前がに、越前そばなどのおいしい食材、多彩な文化財や伝統的な民家、歴史的なまちなみなどの魅力的な資源が多く存在し、観光産業に適している。また、北陸新幹線の福井・敦賀開業、中部縦貫自動車道の県内区間整備等により、観光需要拡大の好機を迎えている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

ア 主要観光地を含むエリアの魅力向上や隣接する市町を含む広域エリアとの連携を強化し、二次交通の検討等を含め、「面」としての観光地づくりを進める。

イ 魅力的な宿泊施設の整備支援、ホテルや宿泊機能付きレストランの誘致等、様々な需要に対応できる多様な宿泊施設を充実させ、宿泊先として選ばれる観光地を目指す。また、本県ならではの旬の体験を積極的に提案することで、MICEや教育旅行の誘致を推進し、国内外からの誘客の拡大および宿泊需要の平準化による閑散期の稼働率の向上を図る。

ウ 観光地域づくりの司令塔である福井県観光連盟を通じ、福井県観光データ分析システム「FTAS(エフタス)」の活用による観光事業者の観光DX推進や、地域の観光を担う人材育成など、持続可能な観光地域マネジメントを推進する。

IV地域における情報化

《通信体系の整備の方針》

高齢化や少子化などの社会課題に直面する過疎地域においてこそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、地方の個性を生かしながら、地方を活性化し持続可能な経済社会を実現するために、光ファイバや5Gの整備に加え、スマートフォン等と衛星が直接通信を行う衛星ダイレクト通信も活用し、どこでも繋がる環境の実現を目指すとともに、行政事務・サービスのデジタル化を推進し、暮らしの質の向上を図る。

I 通信施設等の整備

過疎地域において光ファイバー網の整備が進んでいない地域があることから、市町と連携し、各ケーブルテレビ会社の協力を得ながら未整備地域における光ファイバー網の敷設を進めていく。

また、条件不利地域の中でも観光地や安全対策上の重要箇所においては、今後の情報

通信基盤の中核となる5Gのエリア拡大や、それを補う衛星ダイレクト通信サービス提供状況も見据えながら、携帯電話の不感を発生させないよう努めていく。

2情報通信技術の活用

過疎地域の住民に対する行政サービスを持続的に提供していくために、電子申請システムの活用場面の拡大や、多様な行政への問い合わせに対応する生成AIの導入などを進めていく。あわせて、住民の属性や興味関心に基づき、適切なタイミングで行政サービスの提案を行う、プッシュ型行政サービスを目指していく。

▽交通施設の整備、交通手段の確保

《交通施設の整備および交通手段の確保の方針》

過疎地域は生活圏などの面で近隣都市との結び付きが強く、迅速な災害救援や高次医療施設へのアクセス強化といった点からも、過疎地域と近隣都市等とを結ぶ基幹道路の整備を進め、道路のネットワークを強化する。

バスや鉄道などの公共交通機関については、児童生徒や高齢者などのいわゆる交通弱者の移動手段としての維持・存続が必要である。このため、利用促進施策を積極的に推進するとともに、乗合タクシーやデマンド型交通、公共交通空白地での自家用有償旅客運送の実施など地域の実情に即した交通手段の確保を図る。

Ⅰ高規格道路、国道、県道および市町道の整備

過疎地域の活性化を図るため、隣府県も含めた広域的な連携や市町村合併を踏まえた道路網の整備を促進するとともに、災害や雪に強く、安全・安心で使いやすい交通環境の確保に努める。

また、昭和40年代から50年代に過疎対策として重点的に整備されてきた道路の多くは、維持・補修が必要となっているため、安全・安心な生活を送る上での社会基盤として、施設の点検・診断を実施しながら、適切な維持管理・更新を行い、長寿命化を図っていく。

(1)高規格道路および国道

ア 産業、経済、観光などの発展に大きく寄与する中部縦貫自動車道の整備促進や舞鶴若狭自動車道の全線4車線化など機能強化を図る。

イ 過疎地域の広域的ネットワークを形成する国道157号、158号、162号、303号、305号、364号、365号、416号、417号、476号については、産業経済活動や周遊・滞在型観光への影響、複数ルートの確保状況などに即して、バイパスの建設、幅員の拡大、交通不能区間の解消、防災・減災対策等の整備を進める。

ウ 特に、国道157号(勝山～大野間)、国道365号(栃ノ木峠道路)など、過疎地域間や

隣接府県との交流・連携の活性化を図る国道整備を推進する。

(2) 県道

ア 過疎地域の県道については、広域的なネットワークとして重要な社会基盤であるとともに、複数ルートの確保や強靭化を実施することで、災害時における集落の孤立化を防ぐなどの役割もあるため、地域の実態を見ながら、順次整備を進める。

イ 特に、福井四ヶ浦線、岡田深谷線など、合併前の旧市町村間を結ぶ県道の整備を推進する。

(3) 市町道

過疎地域の市町道については、住民の日常生活に不可欠なものであるため、幹線市町道を中心として近隣市町との連携を図りながら、整備を促進する。

2農道、林道の整備

(1) 農道

過疎地域の農道については、農業生産の効率化、低コスト化に向けた大型化・スマート化する農業機械に対応するため、引き続き、舗装や拡幅を行うとともに、施設の点検・診断を実施しながら、適切な維持管理・更新を行い、長寿命化を図っていく。

(2) 林道

過疎地域の林道については、森林の適正な維持管理や森林空間の総合的な利用推進を図るため、引き続き整備を進める。林道の整備については、大型機械と林道等を活用した低コストな木材生産に向け、既存林道を有効活用するとともに、必要に応じ拡幅や舗装等の林道改良を進めていく。

3地域公共交通の確保

過疎地域におけるバスや鉄道などの公共交通機関は、高齢者や児童、生徒などの交通弱者を始め、地域住民や観光客の移動手段としても必要不可欠なものである。しかし、運行経費の問題や利用者の減少、運転士不足などから、その維持・存続が課題となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

ア 地域住民の生活に必要不可欠な移動手段である路線バスやコミュニティバス等の運行経費について支援を行う。

イ 地域公共交通の基盤整備に向けて、AIを活用した移動手段や自動運転の導入など、新

しい技術や手法の導入について支援を行う。

ウ 関係事業者や行政機関の協議を通じて、乗合タクシーやデマンド型交通、公共ライドシェアの導入など、地域の実情や住民ニーズに対応した弾力的で効率的な交通手段の導入を図る。

エ 事業者の採用活動や運転士の待遇改善への支援、新たに運転士となった方への給付等により、公共交通の運転士確保を図る。

オ ノンステップバスやUDタクシーの導入など車両のバリアフリー化を図る。

カ 冬期の適切な除雪の実施や効率的な機械除雪に対応した道路の拡幅、消雪施設や雪崩防止施設等の整備や、除雪機械の増強、除雪機械（車道）に装備したGPSの活用による効率化および市町との連携強化により、路線バスなどの定時性、安全性を確保するほか、担い手確保・育成のため、除雪オペレータの免許取得等に係る支援および技術力向上を目的とした除雪機械の運転者技術講習会を実施する。

VI 生活環境の整備

《生活環境の整備の方針》

過疎地域の安全で快適な生活環境を確保するため、これまで上下水道などを中心に整備が進められてきた。引き続き、水道事業については、適正な事業規模を勘案した施設計画・財政計画・人材計画に基づく事業運営による経営基盤の対策を推進するとともに、下水処理施設等については、処理場の統廃合や施設の長寿命化の視点に立った計画的な更新や処理場の統廃合を進める。

また、過疎地域の山間部等では土砂災害の危険性や廃棄物の不法投棄などの課題も残っているため、土砂災害対策、近年の局地的大雨に対応した河川整備、不法投棄の未然防止等を含めた総合的な対策などを進める。

I 簡易水道、下水道処理施設等の整備

過疎地域では、人口減少の進展により水需要が減少傾向にあるため、供給基盤の安定化に向け、簡易水道の整備・統合を推進する。

また、下水道やし尿処理施設、集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等については、これまでの対策により整備を進めてきたが、引き続き地域の実情に応じて、下水処理施設等の計画的な整備、更新を進めるとともに、処理場の統廃合や施設の長寿命化の視点に立った計画的な維持管理を進める。

2 消防防災体制の強化

過疎地域における効果的な消防活動のため、引き続き、消防ポンプ自動車や消火栓、防

火水槽等の整備を進めるとともに、防災行政無線の整備を進め、通信体制の総合的な強化を図る。

また、小規模消防本部の広域化等、消防体制の適正配備を推進するとともに、消防団については、教育訓練の充実、青年・女性の参加による消防団活動の活性化、事業所従業員による消防団活動への協力を促進することにより、団員数の減少、高齢化等に対応していく。防犯隊や自主防災組織についても活動支援、避難行動要支援者の個別避難計画についての作成支援を行うことで、災害時の避難体制や避難者の受け入れ体制の整備を図る。

3災害対策

過疎地域の山間部では土砂災害等による集落の孤立化が懸念されており、引き続き土砂や河川関係施設の整備を行うとともに、迅速かつ円滑な警戒避難を行うため、関係機関と住民による巡視・点検体制構築や情報伝達方法、避難場所、避難経路の周知などソフト面の対策充実を図る。加えて、ドローンの活用により、被災状況の早期把握、迅速かつ正確な情報提供を目指す。

また、自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、治山施設の整備などにより防災・減災機能の向上を図る。

VII子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

《子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進の方針》

過疎地域においては、若い世代の流出による少子化、核家族化や単身世帯化による高齢化が進んでおり、今後、少子化の進展による地域の衰退や、高齢化の進展による医療・介護の必要性がより一層高まることが予測される。

このため、将来を担う子育て世代を支える体制の強化により、結婚・出産・子育ての希望が叶う地域社会をつくる。

また、高齢者が地域や自宅でいつまでも健康に過ごすための、生きがいづくりや健康づくり、介護予防を進め、元気な高齢者を増やし、要介護化の防止と高齢者を地域で支える住民参加の福祉活動を推進する。

1こども・子育ての“よろこび”を次世代につなぐ「ふく育県」の推進

家庭や地域のつながりを大切にする福井らしい子育て環境を活かしながら、こども・若者や子育て世代一人ひとりの多様な夢や希望がかなう社会づくりを進めるため、次のような施策を推進する。

ア 「地域の縁結びさん」や「ふく恋」など人の手とシステムによる婚活応援を進めるとともに、新婚世帯を対象にした手厚い経済的サポートを実施する。

イ 複数のこどもを育てる家庭を積極的に応援し、第2子以降の保育料無償化や在宅育児応援手当の支給、国における高校授業料無償化や、多子世帯に対する大学等授業料等

の無償化などにより、子育て世帯への経済的支援を充実する。

ウ 安心の子育て環境を確保するため、保育補助者等の配置やICT導入の支援など、保育士等の負担軽減や処遇改善を進めるとともに、児童生徒が乳幼児と触れ合う機会を増やすなど、保育の仕事の魅力を若い世代に発信することにより、保育人材の確保と教育・保育の質の向上に取り組む。

エ 子育て支援策や母子保健等に関する情報を集約・発信するアプリの活用など、子育て世帯が必要な情報に素早く、簡単にアクセスできる環境を整備する。また、保育所等におけるデジタル技術活用を促進し、保育者の負担軽減による保育の質の向上を図る。

2高齢者の保健、福祉の向上および増進を図るための対策

過疎地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、次のような施策を推進する。

ア 過疎地域市町における健康診査やがん検診、健康教育等により、疾病の早期発見や生活習慣病の予防に関する知識の普及、保健指導の充実を図り、高齢者のがん、生活習慣病の早期発見、予防に努める。

イ 「認知症になっても安心して自分らしく暮らせる社会」を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくりとして、過疎地域の特徴である地域つながりを活かして、行政や自治会、民生委員、地区社協、民間事業者などが連携し、高齢者を地域で見守る体制、ネットワークの整備を進める。

ウ 在宅高齢者に対する生活支援サービスの充実を図るため、住民ボランティア等が実施する買い物やゴミ出し、外出支援などの体制整備を促進する。

エ 高齢者が自宅で自立した生活を継続できるよう、医療と介護の連携による在宅サービスの提供体制の充実を図るとともに、在宅サービスとのバランスを考慮しながら、介護施設を計画的に整備していく。

3障がい者福祉の向上

過疎地域の障がい者が自立し、安心して暮らしていくよう、障がい者の適性に応じて働くことができる就労・定着支援の充実や地域で日常生活を送るための在宅およびグループホームにおける支援の充実、公共・民間施設等のバリアフリー化など障がい者に配慮したまちづくりを推進する。

VIII 医療の確保

《医療の確保の方針》

過疎地域における医療を確保するには、診療所の充実に合わせ、近隣市町の医療機関との連携推進が重要であるとともに、地域の実情に考慮した救急医療の確保が必要である。また、医師確保は重要な課題であり、引き続き医師確保、医師派遣の取り組みが必要である。

I 医療の確保対策

過疎地域における医療を確保していくため、次のような施策を推進する。

ア 医療水準を維持していくため、へき地診療所の医療設備・機器の整備や更新、勤務環境の整備を適切に行っていく。

イ SNS を活用した普及啓発などにより「かかりつけ医」の定着を図るとともに、ふくいメディカルネットなどICTを活用し、診療所と近隣市町の医療機関、在宅医療・介護が連携した医療提供体制の構築を推進する。

ウ 休日および夜間も含めた急患対応については、第二次、第三次救急医療機関との連携強化を進め、疾患に応じた傷病者の受入体制を確立するとともに、県が単独運航するドクターへりの活用を推進するなど、救急医療体制の充実を図る。

エ 全国的に課題となっている医師不足の問題については、地元大学等の協力のもと、地域の病院・診療所の医師のスキルアップに向けた研修体制の充実や医師の派遣など、総合的な医師確保対策を推進する。

2 無医地区対策

無医地区における診療機会を提供するため、巡回診療を推進するとともに、医療MaaS（医療機器と看護師を載せた車両がへき地の集会所等まで移動し、医師が病院や診療所からオンライン診療を実施）の導入検討等により地域の実態に応じた通院手段の確保を図る。

IX 教育の振興

《教育の振興の方針》

過疎地域においては、これまで学校の統廃合により、小中学校の適正配置、適正規模化が進められてきたが、県内のどの学校に通う児童生徒にも、一定水準以上の学習の機会や学力の習得を保障することが重要である。

このため、引き続き市町が行う学校再編を支援するとともに、タブレットなどを活用した個人の能力・特性に応じた学習の推進のほか、学校間・学校種間の連携による教育活動の相互支援や複式学級での指導法の研究・普及などを進め、統廃合が困難な規模の小さな学校・学級の経営や教育体制の充実を図る。また、本県の特徴でもある地域のつながりを活

かし、家庭・地域・学校が一体となった教育活動を推進し、地域に開かれた学校づくりを進める。

Ⅰ公立小中学校等の教育環境の整備

地域間の教育条件や教育環境に大きな格差を生じさせないよう、次のような施策を推進する。

ア 県立学校に配備したタブレットを活用し、一人ひとりの能力・特性に応じた学習や協働学習の推進や探求的な学習機会の提供とICT支援員の配置による教職員のサポートなど学習体制の充実を図る。

イ 過疎地域の実情を十分考慮しながら、小規模校の統廃合等学校規模の適正化を図る。

ウ スクールバスの導入など、遠距離通学生のための交通手段の確保を図る。

エ 多人数での合同授業やICTによる遠隔授業設備の整備など、再編が困難な小規模校を支援する。

オ 学校の施設・設備の更新、廃校舎や空き教室の改修などを行い、地域の中核的施設としての活用を進めていく。

2集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域住民の連帯感を高める施設として、また、地域間の相互利用や交流事業を展開する広域的施設として、過疎地域における公民館等の社会教育施設については空き施設等の活用や多機能複合施設化によるコンパクトなまちづくりを推奨する。

また、これまで整備されてきた学校・社会教育施設を活用し、地域文化の伝承や世代間・地域間の交流のほか、多様な地域資源や外部人材などを活用し、自然体験や農林漁業体験など体験学習を推進する。

×集落の整備

《集落整備の方針》

過疎地域の集落については、人口減少、高齢化に歯止めがかからず、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、空き家の増加、地域コミュニティの弱体化など、厳しい状況に直面しているところも少なくない。これからは、地域の実情や住民ニーズを把握しながら、福井に残る地域のつながりを活かした施策により、将来にわたって暮らし続けていける地域コミュニティの形成が必要である。

I 集落の生活圏形成

人口減少や高齢化による集落機能の低下にあっても、少ない人員で持続可能な地域運営を実現するため、地域おこし協力隊や集落支援員による地域のサポートや、民間サービス等の活用や有償ボランティア等の新たな共助の仕組みづくり、生活に必要なサービスを備えた集落生活圏の形成を図る。

また、地域の指導者などを養成し、集会施設や社会教育施設等において、地域の魅力づくりや課題解決に向けて住民同士で考えるなど、ニーズに応じた学びや交流の場を提供していく。

ア 都市部の若者等が農作業や集落行事等を手伝う地域おこし協力隊や住民の集落活性化に向けた活動などをサポートする集落支援員など、集落への人的支援を推進する。

イ 地域住民自ら地域課題の解決に向けた取組みを持続的に行う地域運営組織の形成の促進とその取組みの支援

ウ 集会施設や空き施設等を活用し、住民の寄り合いの場所や地元農産物販売所、食料品や日用品を扱う商店等、地域住民が自ら生活サービスを提供する拠点を、地域の「つながり力」を活かして整備する。

エ U・Iターン者に、空き家を活用した移住・定住施策を推進する。

XI 地域文化の振興

《地域文化の振興の方針》

国の重要文化的景観に選定された越前海岸の水仙畠や、池田町水海の田楽能舞など、本県の過疎地域には歴史的・文化的に価値の高い伝統芸能や文化財が多数残され、地域文化の向上や発展の基礎となっているが、少子・高齢化による後継者の確保、生活様式の変化などによる意識醸成が課題となっており、次世代に引き継いでいくための取組みを進める。

また、大野市・池田町・南越前町には、本願清水イトヨ生息地、須波阿須疑神社本殿、杣山城跡などといった優れた文化財が数多く存在するが、一方、地域全体で維持する体制が低下していることから、これら文化財を地域総がかりで適切に保護し、かつ次世代への継承の原動力となるための活用を進める。

I 地域文化の伝承・保存

地域文化の伝承、保存に向けて次のような施策を推進する。

ア 伝統的民家の改修等への支援、伝統的行事や祭りの復活への支援などにより、地域の財産を後世に引き継いでいく。

イ 個性豊かな芸術・文化活動が活発に行われるよう、過疎地域の優れた活動に対して支援を行うとともに、住民の鑑賞機会の拡大を図る。

ウ 建造物等の大規模な緊急修理事業や史跡等の整備事業の増加を踏まえ、文化財の修理・整備が適切に進められるよう、所有者のさらなる費用負担軽減を図る。

XII再生可能エネルギーの利用推進

《再生可能エネルギーの利活用の方針》

過疎地域の地域資源を活かしたエネルギーの循環型社会の構築により環境負荷の低減等を図っていく取組みを推進する。

I 自然的特性を活かしたエネルギーの利活用

温室効果ガスの削減や災害時のエネルギー確保を図るため、小水力発電や太陽光発電、風力発電、木質バイオマスエネルギーなど、過疎地域の地域資源を活かした再生可能エネルギーについて、県民・事業者の理解を得ながら導入拡大を進める。

X IIIその他

《自然環境の保全および再生の方針》

過疎地域には、希少な野生動植物が生息・生育しており、人間活動による土地利用が、多様な生物種の生育・生息環境を提供し、生態系の形成・維持につながることから、自然とのふれあい活動および地域住民の暮らしや農林水産業等と連携した自然環境の保全および再生を推進する。

また、過疎地域における自然公園等の利活用ならびに自然環境保全と維持管理のためには整備された施設について、計画的に整備・改修を進めることにより、自然と共生する社会づくりを推進する。

I 自然環境の保全および再生

過疎地域において、希少な野生動植物や生物多様性を保全するため、地域住民をはじめ農林水産業者、行政、研究者など多様な主体が参加し、科学的な視点に基づく里地里山里海湖の自然再生活動を行っていく。

また、白山国立公園、越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園、奥越高原県立自然公園および長距離自然歩道について、関係市町、地元などと連携し、利用者がより快適に、自然とのふれあいなどの活動をするための施設や貴重な自然を保護・管理するための施設の整備・改修を計画的に行う。

I. 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向

県は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源を活用した地域活力の更なる向上を図るため、過疎地域持続的発展方針に基づき、移住定住や地域間交流の促進や地域社会を担う人材の育成、産業の振興、交通施設の整備と交通手段の確保、地域の情報化、子育て環境や医療の確保など、ハード、ソフト両面からの各種施策を市町と連携しながら行い、市町過疎計画を包括的に支援する。

2. 過疎地域の持続的発展の基本目標

県内の過疎地域は、人口減少や少子高齢化が進んでおり、地域の産業や生活を支える担い手が不足している状況にある。今後の過疎対策においては、地域内外の人との関わり合いの中で、次の時代に生きる人を育てるとともに、地域資源をさらに活用しながら、過疎地域の持続可能な地域社会の形成に向けた施策を実施していく。

【基本目標】

2025年に改定された「福井県長期ビジョン」の総合目標のうち、【社会増減（日本人のみ）▲2,018人→▲2,000人以内】を本計画の目標とする。ただし、福井県長期ビジョンが改定された場合は、改定後の数値をもって本計画の目標とする。

3. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の進行管理については、「福井県長期ビジョン」の達成状況の評価により行う。

4. 実施すべき施策に関する事項

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

事業名	事業内容	備考
移住定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと福井移住・定住促進機構設置運営事業 県内の求人情報や就職関連情報、移住に関する情報の発信やアドバイザーによる就職・移住相談を実施する。 ・学生UIターン就職推進事業 都市部における採用活動が早期化するなか、県外への進学者に対し、県内企業の魅力に触れる機会を提供することでUIターン就職を促進する。 ・県内学生・女性定着支援事業 県内学生や女性学生の県内定着を推進するため、県内企業の魅力に触れる機会を全学年トータルに提供する。 ・UIターン移住就職等支援事業 全国からの移住者に対して移住支援金を支給することで県外からのUIターンを促進。また、子育て加算を設けることで若者や子育て世代の移住を積極的に促進する。 	
地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト 県外への魅力発信を強化し、全国から福井への人の移動を拡大するため、ふるさと納税をきっかけとした来県を促進する「ふるさと納税ツーリズム」を実施し、交流人口の拡大を図る。 ・県外学生等との多様な「関わりしろ」拡大事業 県外学生等と福井との交流を推進し、多様な「関わりしろ」を拡大することで、関係人口の拡大を図る。 	

地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・福井の若者「ふくいチャレンジャー」応援事業 若者が変化や失敗を恐れずチャレンジできるような学びの場と活動発表の場を提供し、若者の地域活動を推進するため、大学や企業と連携した「エキセントリック・カレッジふくい」などの取り組みを実施する。 	
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・未来協働プラットフォームふくい推進事業 県内の産学官医金が一体となった連携組織である「未来協働プラットフォームふくい」において、大学の知的・人的リソースを活かし地域社会の担い手となる人材を育成する。 ・地域おこし協力隊定着支援事業 農山村地域等において地域活動を行う地域おこし協力隊が、任期終了後も地域に定着し活動を継続することを支援する。 ・地域おこし協力隊パワーアップ事業 県内で活動する地域おこし協力隊の受入れ・定住を支援し、地域活動の活性化と若者の定住促進を目指すとともに、県内で活動する隊員への助言、採用支援、協力隊希望者の新たな開拓など、県全域に対するサポートを強化する。 ・協働型産業人材育成プロジェクト事業 職業系学科の生徒と地元産業界等とが協働で実践的な学習活動を行うことで、将来の地域の産業・社会を担い発展に寄与する人材を育成する。 ・ふくいの産業教育推進事業 地域産業の現状や行政および先端企業の取組を学ぶことで、将来の地域の産業・社会を担い発展に寄与する人材を育成する。 ・ふるさとの魅力発信推進事業 児童・生徒が地域の課題を見出し、課題解決に向けて他者へ発信する活動を通して、ふるさと福井に誇りや愛着を持ち、地域の魅力を発信できる人材を育成する。 	

②産業の振興

事 業 名	事 業 内 容	備 考
農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害のない里づくり推進事業 金網柵等の整備や捕獲活動を支援し、有害鳥獣対策を総合的に実施する。 ・中山間総合対策支援事業 中山間地域等の農村に人が住み続けるために、中山間地域の多様な担い手の育成および地域を元気にする特徴的な取り組みを支援する。 ・中山間地域等直接支払交付金事業 急傾斜や自然的条件による小区画、不整形等、平地に比べて生産コストが高い中山間地域等で、農業生産を行う農業者等を支援する。 	

農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・農村発イノベーション推進事業 農林漁業者と多様な事業者の連携を促し、農林水産物等の農村資源を活用した加工や体験等のコンテンツ強化を進めることで農村全体の魅力を高める。さらには、強化したコンテンツを連携させたイベントやツアーを実施することで、農村への誘客を促進する。 ・農村RMO形成推進事業 中山間地域等において、農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成により地域で支え合うむらづくりを支援する。 ・都市農村交流促進事業 新幹線開業を機に、農泊等の魅力を効果的に発信することで、首都圏等の都市圏からの旅行者等を呼び込み、交流拡大を目指す。 ・ふくいワイン事業 県産ワインの生産者を育成し、栽培のスタートアップ、委託醸造、販売促進等およびワイナリー整備にかかる費用を支援することで、「ふくいワイン」による中山間地域の振興を図る。 ・最適土地利用総合対策事業 中山間地域等において、地域の特性を活かした農地の利用を進めるための計画づくりや簡易な農地整備、粗放的農地の利用方策の実証等を行う。 ・里山里海湖ビジネス実践力強化事業 里山里海湖ビジネス実践者のさらなる掘り起しと課題解決支援により、中山間地での交流人口を拡大させ地域の活性化および農家所得向上を目指す。 ・次代の農業担い手の育成・確保支援事業 農業者の減少や集落営農組織の存続が危ぶまれる中、将来の担い手の育成・確保のため、売上が1億円を超える経営体の育成や、営農継続に向けた集落営農組織の取り組みを支援する。 ・「いちはまれ」ネクストステージ躍進事業 第3次いちはまれブランド戦略に基づき、販売価格上昇と生産量拡大の両立を基本方針とし、高価格販売店舗と連携した販売を展開して全国的なトップブランドとしての地位確立を目指す。 ・いちはまれ生産対策事業 「いちはまれ」を全国トップクラスの評価を継続的に得ながら生産拡大していくため、指導体制の整備、実証圃の設置、生産者の意識の醸成を進める。 ・「香福の極み 越前蕎麦」全国発信事業 おいしいそば産地大賞2020、2022、2023、2024でグランプリを獲得した本県のそばの魅力を強力にPRし、ふくいそばの消費拡大を目指す。
-------	---

農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・美食福井ブランドアップ事業 北陸新幹線開業効果を活かした県内外でのプロモーションを通じて、福井の食の魅力および認知度向上を図るとともに、県産農林水産物の販路拡大を促進する。 ・ふくい農林水産グルメイベント開催事業 福井の豊かな食や食文化、農林水産業を学び、味わい、体験できるイベントを開催する。 ・第二ふくい園芸カレッジ・園芸LABOの丘整備事業 嶺南地域における園芸の生産振興や新規就農者の育成・定着促進に向け、研修、観光・体験、研究施設が隣接する園芸拠点として「第二ふくい園芸カレッジ」の整備、「園芸LABOの丘」の機能を強化する。 ・ふくい園芸カレッジ研修事業 園芸カレッジにおいて新規就業のための研修を行う。 ・園芸経営者誘致事業 農業経営を目指す新たな担い手を誘致するため、ふくい園芸カレッジで就農を目指すUIターン研修生に対して支援する。 ・新規就農者支援事業 新規就農希望者を対象に、園芸カレッジでの研修や就農後の経営安定化を支援する。 ・ふくい就農モデル育成事業 就農希望者がスムーズに希望する地域で就農できるように、市町や関係機関、地元農家等が連携したワンストップの窓口を整備する。 ・ふくいの農業「女性活躍」応援事業 女性の農業への参画・定着促進を図るため、働きやすい環境の整備等に対して支援します。また、女性リーダー育成に向けたセミナー等を開催する。 ・農業分野における外国人材受け入れ環境整備事業 外国人材雇用について県内農業者に対する研修会等を行い、認知度向上に努めるとともに、受け入れ農業者が行う就業・生活環境の整備等を支援する。 ・みどりの食料システム戦略推進事業 みどりの食料システム法に基づき策定した基本計画に沿い、有機・特別栽培など環境負荷の低減を図る取組みを推進する。 ・水稻の高温登熟耐性に関する育種素材の育成と新規選抜技術の確立 29℃以上の高温登熟下でも乳白が発生しにくい高温耐性品種の育種素材を選抜する。
-------	--

農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業支援事業 化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減し環境負荷を低減する営農活動に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援する。 ・多面的機能支払交付金 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 ・経営体育成基盤整備事業 担い手への集積・集約を進めるため、中山間地域の地形に逆らわない大区画化や、畦畔法面の緩傾斜化による管理作業の省力化など維持管理しやすい基盤の整備を進める。 ・農地等高度利用促進事業 小規模な区画整理や暗渠排水の整備において地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を進める。 ・一般農道整備事業 農業振興地域において、農道網の基幹となる農道の新設又は改良を進める。 ・ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業） 農業用河川工作物の構造が不適当または不十分で改善措置を要するものについて、災害を未然に防止するために整備、補強を図る。 ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 土地改良施設の計画的な補修と長寿命化対策を進める。 ・中山間地域総合整備事業 担い手への集積・集約を進めるため、中山間地域の地形に逆らわない大区画化や、畦畔法面の緩傾斜化による管理作業の省力化など維持管理しやすい基盤の整備、また防火水槽や集落道など中山間地域の防災減災機能の向上を併せて進める。
林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくい型林業経営モデル集約化推進事業 主伐地の集約化を推進する「ふくい型林業経営モデル集約エリア」を設定し、集約化に必要な活動や条件整備等への支援を通じ、ふくい型林業経営モデルを県内各地に面的に展開する。 ・「大きな林業」生産力強化事業 「大きな林業」の柱となる主伐・再造林を進めていくため、効率化や省力化に寄与するICT技術の導入や機械・設備整備による生産能力強化を目指す。 ・コンテナ苗安定生産促進事業 県内の苗木生産者が行うコンテナ苗の生産に必要な資機材や施設等に対する支援を行い、苗木生産者の育成と生産体制の強化を図ることで得苗率の向上および県内供給量の拡大を目指す。

林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源利用拡大事業 低質材を中心とした森林資源を活用するため、搬出材積の多い間伐地について国の補助金に上乗せ支援するとともに、枝葉等の搬出へ支援することで、県産材生産量の拡大を図る。 ・ふくいの木販売力強化・販路拡大支援事業 販売力強化を目的とした「人材育成」に加え、販路拡大を目的とした「販売力強化」や「生産力強化」にかかる支援を総合的に行うことで、最新の経営戦略の習得から実践的な販売や生産活動を促進し、A材にかかる県産材製品の販路開拓・拡大を図る。 ・県産材海外マーケット開拓支援事業 高い経済成長が見込まれるアジア諸国などに対する新たなマーケット開拓を継続して実施し、より一層の県産材利用拡大を図る。 ・木材安定供給促進事業 高性能林業機械の導入を促進することにより、県産材生産量の増加や再造林・保育作業の効率化を図る。 ・企業のウッドチャレンジ推進事業 民間企業に対し県産材利用に対する情報提供・共有や利用に対する相談窓口等を設置し、企業が県産材を利用しやすい環境を整備するとともに、民間施設等における県産材利用に対する支援を行う。 ・がんばる自伐（小さな林業）応援事業 林業と副業による半林半Xの生活を目指し、自伐型林業や特用林産物生産などを行う者を増加させるため、林業に取り組みやすい環境づくりや自立に向けた支援を行い、山を活用する新たな林業の担い手の拡大と山村地域の活性化を進める。 ・森のビジネス支援事業 地域の森林資源を活用した副業（半X）を行う自伐型林業者や特用林産物生産、林業遺産など、特色ある産業（森林ビジネス）を行う者に対し支援を行い、山村地域の活性化を進めていく。 ・林業担い手確保・定着事業 若い世代を中心に林業の認知度向上・イメージアップを図るとともに、Iタン者や嶺南在住者に対する奨励金などを行い、県内外の新規林業就業者の確保・定着を図る。 ・ふくい林業カレッジ研修事業 ふくい林業カレッジを運営し、就業前の若い世代等に森林・林業の専門知識などを習得させ、林業の担い手となる人材の確保・育成を図る。 ・みんな集まれ！もり人事業 青少年期の森林・林業体験はその後のライフステージにおいても森林や木材への親しみにつながることが期待できることから、森林や林業に触れ合える体験会を開催し、森林のはたらきや木材の利用などについて普及啓発を行う。
-------	--

林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなでつかおう「ふくいの木」運動事業 平成29年7月に公布、施行された「みんなでつかおう『ふくいの木』促進条例」に基づき、県民に対するふくいの木についての関心と理解を深めるとともに積極的にふくいの木を利用する意欲を高めるため、木づかい運動等を幅広く展開する。 ・みどりと花の県民運動大会開催事業 “緑と花”と、さまざまな福井の魅力を融合させたイベントを実施することにより、来場する幅広い層の県民に対し「緑と花の県民運動」の周知を行い、運動の拡大を図る。 ・造林事業 健全な森林の造成や保育を行う。 	
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業 森林の維持造成を通じて、山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る。 	
水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模漁場保全事業 耕耘、堆積物除去 ・水産環境整備事業 カニ保護礁調査 ・水産物供給基盤機能保全事業 浚渫、防波堤補修工事 1式 ・漁港設備機能強化事業 機能強化工事 1式 ・海岸堤防等老朽化対策緊急事業 長寿命化計策策定、護岸・突堤・護岸堤補修工事 1式 ・次代を担う漁業者育成事業 体験事業により就業希望者を県内外から確保し、研修事業によりスキルアップを図り、金融支援により定着を促進することで、本県の水産業を担う次世代の漁業者を育成する。 ・新鮮いつでもどこでもふくいの魚提供事業 北陸新幹線県内開業後の交流人口の増加を契機とし、全国に向け、福井県産ブランド魚を核として県産魚の魅力発信を強化するとともに、水産物流通のスマート化に取組み、県産水産物の価格向上と消費拡大につなげる。 	

水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業 水産業・漁村は、水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の提供など、国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担っており、これら機能の効果的・効率的な発揮に資する地域住民が地域ぐるみで取り組む共同活動に對して支援する。 	
地場産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇措置 (1)市町過疎計画における産業振興促進区域内で、一定規模以上の工業生産設備または農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業の用に供する設備を取得等した個人および法人について、次の県税の課税を免除する。 ①事業税 3年間または3事業年度(製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業部門に直接従事する人数の割合分) ②不動産取得税 課税時(製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業に直接供する土地、建物) ③固定資産税 3年間(工業生産設備または農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業の用に供する設備に係る大規模償却資産のみ) (2)畜産業、水産業を営む個人については、事業税を5年間免除する。 	
企業の誘致対策	<ul style="list-style-type: none"> ・成長産業立地促進補助金 産業構造の高度化、良質な雇用の確保等を目指し、研究開発・本社機能を有する製造業など、賃金が高く若者や高度人材が魅力を感じる高付加価値企業の立地を促進するため企業の投資を支援する。 	
起業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ応援による若手起業家の創出・育成プロジェクト事業 若者の起業意識醸成から、起業のアイデアの具現化、事業計画作成まで一貫した支援を行い、新たな雇用を創出する若手起業家の発掘・育成を図る。 ・新規創業支援事業 事業者の新規創業とその後の事業継続を支援し、将来の地域の担い手となる持続力のある事業者育成を図る。 ・開業支援資金 意欲的な中小企業の創業を支援し雇用機会の創出および地域経済の発展と活性化を図る。 ・ふるさとの納税による新規事業創出支援事業 クラウドファンディング方式で全国からふるさと納税を集め、県内事業者の創出、新商品開発、販路拡大など新たな事業を支援する。 	

商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくいの逸品創造ファンド 地域資源を生かした商品開発や販路開拓を支援し、地域産業の活性化を図る。 	
観光・レクレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・六呂師高原活性化事業 奥越地域の新たな宿泊・滞在拠点となる六呂師高原への誘客施策を民間事業者と連携して行い、中部縦貫自動車道の開通効果の最大化と地域の活性化を図る。 ・多様な宿泊施設整備支援事業 観光資源を活かしたコンセプトルーム等、来県の目的となるような多様かつ魅力的な宿泊施設の整備を進めることで、福井県への誘客、滞在時間の延長および観光消費額の増加を図る。 ・新幹線時代の観光地域のスケールアップ支援事業 伝統工芸や禪など、多くの人を惹きつける本物の価値をもつ観光素材を生かして観光地域を高付加価値化し、スケールアップを図ることで、観光客の滞在時間の伸長、観光消費額の増加につなげ、より稼げる観光地づくりを進める。 ・コンベンション誘致促進事業 国際会議や学会等の誘致活動強化およびコンベンション主催者への支援等に取り組み、県内全域でのコンベンション振興を図る。 ・福井を学ぶ体験旅行推進事業 旅行会社・教育関係機関への営業の強化、県内の受入体制の充実を促進し、福井県への教育旅行の誘致促進を図る。 ・観光DX推進事業 地域の観光事業者等による稼ぐ観光を推進するため、マーケティングに必要なデータを収集・運用する仕組みづくりを行う。 ・DMOによる観光地域づくり推進事業 福井県版DMOが地域の観光を担うプレーヤー支援等を行うことにより、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域が一体となって観光に取り組む基盤づくりを図る。 	

③地域における情報化

事業名	事業内容	備考
情報通信技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システム運営事業 県および市町により電子申請・施設予約窓口を運営し、インターネット等により、公共施設の予約や空き状況の照会、県や市町への申請・届出を可能とする。 ・公立診療所における医療DX推進事業 オンライン診療の実施に対して支援を行い、医療へのアクセス製薬があるへき地等における医療提供体制の維持を図る。 ・へき地等における医療MaaS導入検討事業 へき地等における患者の医療アクセスを保障するとともに、医師の負担を軽減し、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療MaaSの導入について、検討する。 ・観光DX推進事業【再掲】 地域の観光事業者等による稼ぐ観光を推進するため、マーケティングに必要なデータを収集・運用する仕組みづくりを行う。 	

④交通施設の整備、交通手段の確保

事業名	事業内容	備考
補助国道 (規定区間外)	<p>道路新設改良事業</p> <p>国道157号(勝山市平泉寺大渡～大野市南新在家) 道路改良 L=1,575m</p> <p>国道162号(若狭町鳥浜) 道路改良 L=690m</p> <p>国道305号(越前町白浜) 道路改良 L=460m</p> <p>国道365号(越前町梅浦) 道路改良 L=1,220m</p> <p>国道365号(南越前町板取) 道路改良 L=1,000m</p> <p>国道417号(池田町板垣～越前市南坂下町) 道路改良 L=3,500m</p> <p>国道476号(池田町白栗) 道路改良 L=1,000m</p> <p>雪寒地域道路事業</p> <p>国道158号(大野市下山) スノーシェッド</p> <p>国道417号(池田町田代～志津原) 雪崩予防柵、他</p> <p>災害防除</p> <p>国道305号(南越前町糠～大谷) 落石防護柵工、他</p> <p>国道305号(越前町午房ヶ平～南越前町大谷) 消波工、他</p> <p>国道305号(越前町梨子ヶ平～午房ヶ平) 落石防護柵工、他</p> <p>国道158号(大野市西勝原～下山) 落石防護柵工、他</p> <p>国道158号(大野市長野～東市布) 落石防護柵工、他</p>	
県道	<p>道路新設改良事業</p> <p>(一)常神三方線(若狭町常神～遊子) 道路改良 L=2,260m</p> <p>(一)皿谷大野線(大野市中挾～中保) 道路改良 L=1,000m</p>	

市町道	道路新設改良事業 (町)稻荷水海線 (池田町稻荷～水海) 道路改良 L=約1,000m	
林道	・林道事業 森林整備や木材の搬出などに利用される道を整備する工事を行う。	
地域公共交通の確保	・公共交通維持・確保支援事業 運転士の待遇改善や負担軽減など人材確保に取り組む事業者や新たな代替交通への転換に取り組む市町を支援し、県内の交通手段の維持・確保を図る。 ・日本版ライドシェア実装支援事業 日本版ライドシェアにより、住民等の移動手段の確保を図る市町や事業者の取組みを支援する。	

⑤生活環境の整備

事 業 名	事 業 内 容	備 考
水道・下水道事業	・上下水道経営基盤強化推進事業 県内市町の上下水道事業を将来にわたり持続できるよう、経営基盤強化の検討を進める。 ・浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽を整備することにより、公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の快適な生活環境の保全および公共衛星の向上を図る。	
消防防災体制の強化	・消防団員確保推進事業 住民や事業者に対する普及啓発活動をするとともに、大規模災害団員の導入促進や、消防団活動に必要な免許または資格の取得に要する経費を支援し、消防団員の担い手確保を図る。 ・地域で備える防災安全対策支援事業 円滑な住民避難を実現するため、地域災害マップの作成推進や水位計の設置など、市町が行う防災対策事業を支援する。 ・地域防災緊急整備事業 避難所における生活環境の向上やハ歳直後の迅速な支援に必要な資機材を整備し、防災力の向上を図る。	

災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業 森林の維持造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る。 ・砂防事業 土石流等の土砂災害から人家、耕地、公共施設等を守り、民生の安定と国土の保全を図る。 ・急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地の崩壊による災害から人家等を守り、民生の安定と国土の保全を図る。 	
------	---	--

⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

事業名	事業内容	備考
子育て支援・結婚応援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふく育」応援事業 すべての子育て世帯や妊婦を応援する店舗等を「ふく育」応援団として登録し、子育て世帯等に割引や優待のサービス提供や外出サポートを行う。 ・ふく育応援プロジェクト 2人目以降の子どもや多胎児の保育料等を無償化するなど、子育ての経済的負担を軽減する。 ・オールふくい連携婚活応援事業 県と市町が連携し、マッチングシステム「ふく恋」の運用等により婚活を応援する。 ・地域の縁結び活動応援事業 ボランティアで結婚支援を行う地域の縁結びさんの活動を支援する。 ・結婚支援市町応援事業 市町における出会いの機会の創出や新婚世帯への助成金支給等の取組みを支援する。 	
保育所、幼稚園、認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・保育等の職場づくり総合対策事業、保育士試験対策事業、指定保育士要請施設における志願者応援事業 待機児童ゼロを維持するため、保育人材確保と教育・保育の質の向上を図る。 ・保育者・保育の現場の魅力発信事業 子どもの豊かな育ちを支える保育者の仕事の魅力を発信する。 	
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等整備事業 介護施設等の新築および増築、開設準備に助成する。 	

障がい福祉施設 高齢者福祉の向上 児童・障がい者福祉の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備事業 民間障がい福祉施設の整備に助成し、障がい児者が安定した生活を送ることができるように環境を確保する。 ・重度化対応等施設整備支援事業 重度障がい者に対する環境整備を実施した事業所に対し整備費用等を補助。 ・高齢者の外出付添サポート事業 住民ボランティア団体等による高齢者の通いの場や買い物の外出支援を行う体制整備を促進する。 ・在宅ケアサポートセンター事業 在宅医療の提供体制を整えるため、各関係団体に在宅ケアサポートセンターを設置するとともに、多職種連携を強化する。 ・障がい福祉人材確保・定着促進事業 今後の障害福祉サービスの安定供給のために、福祉・介護人材の発掘、就職、定着の取り組みについて総合的に取り組む。 	
-------------------------------------	---	--

⑦医療の確保

事業名	事業内容	備考
医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携システム構築事業 かかりつけ医や看護師など在宅患者に関わる多職種が情報の共有を行い、患者が住み慣れた地域で切れ目ない医療を受けられる体制を整備する。 ・ドクターへリ運航事業 ドクターへリの運行により、救命率の向上や後遺症の軽減を図り、救急医療体制を強化する。 ・医師確保総合対策事業 医師派遣のほか、奨学金の貸与や専門医を目指す医師に対する研修環境の整備等を行い、医師の確保を推進する。 ・へき地医療拠点病院運営事業 無医地区および準無医地区を有する二次医療圏に「へき地医療拠点病院」を整備し、圏域内の無医地区および準無医地区を対象とする巡回診療等を行い、無医地区等における住民の医療を確保する。 ・公立診療所における医療DX推進事業【再掲】 オンライン診療の実施に対して支援を行い、医療へのアクセスが容易であるへき地等における医療提供体制の維持を図る。 ・へき地等における医療MaaS導入検討事業【再掲】 へき地等における患者の医療アクセスを保障するとともに、医師の負担を軽減し、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療MaaSの導入について、検討する。 	

⑧教育の振興

事業名	事業内容	備考
教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校タブレット活用促進事業 県立学校に整備した1人1台のタブレット端末を効果的に活用する取組みを支援する。 	

⑨集落の整備

事業名	事業内容	備考
集落の再編整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化支援事業 市町が、将来にわたる集落機能の維持・活性化を目的として策定する「集落活性化計画」に基づき実施する施策を支援し、集落活動の活性化を図る。 ①担い手育成 ②小規模・高齢化集落の機能維持 ③地域の実情に応じた集落活性化策 ④コミュニティ活動のデジタル化 また、集落対策や市町における特定地域づくり事業協同組合の設立等の支援を行うため、県が雇用又は委託する過疎地域等政策支援員を市町や集落に派遣し、指導・助言、関係者調整等を行う。 ・新福井ふるさと茶屋支援事業 集会施設や空き店舗等を活用し、住民の寄り合い場所や地元農産物等の販売を行う地域の「つながり力」を強化する拠点を整備する。 ・コミュニティ会館整備事業 集落の多目的な総合施設の新築、修繕により、住民の行う自主的なコミュニティ活動を推進する。 	

⑩地域文化の振興等

事業名	事業内容	備考
地域文化振興施設	<ul style="list-style-type: none"> ・福井の伝統的民家活用推進事業 市町が実施する伝統的民家や蔵などが集積する街並み景観の保全・活用に資する事業を支援し、地域の個性にあった街並み活用を推進する。 ・芸術文化活動推進事業 先進的・創造的な芸術文化活動や地域独自の文化を保存・活用する活動を支援し、文化団体や担い手を育成する。 ・文化財保存修理補助事業 大規模な文化財緊急修理や整備事業の増加に伴い、従来より高額化する所有者の費用負担を軽減する補助制度を整備する。 	

⑪再生可能エネルギーの利用の推進

事業名	事業内容	備考
再生可能エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ活用地域振興プロジェクト事業 FIT・FIP制度を活用し、売電収入の一部を地域振興に充てることを目的とした再生可能エネルギー導入事業について、事業化の検討・施設の整備に対する支援を行い、地域の利益になる再生可能エネルギーの導入を促進する。 ・住宅・企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業 住宅および企業を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に対する支援を行う。 	

⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項

事業名	事業内容	備考
自然環境の保全 および再生	<ul style="list-style-type: none"> ・「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業 地域の小学校と自然再生団体が取り組む希少生物の保全活動に対し助成する。 ・環境アドバイザー派遣 生物の専門家を派遣し、地域が行う自然環境の保全、再生活動や環境学習を支援する。 ・コウノトリ定着推進事業 コウノトリの生息環境づくりに助成し、コウノトリの定着を図る。 ・自然公園施設整備事業 市町が実施する自然公園や長距離自然歩道等の施設・整備に対する支援を行う。 	

⑬過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくい地方創生推進事業 市町の地方版総合戦略に位置付けられた事業や市町が新たに企画立案した先進的な事業を支援することにより、地方創生の推進を図る。 	
融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと融資制度 地域振興に資する民間投資を支援するために、地方公共団体がふるさと財団の支援を得て、民間事業者等に無利子資金の貸付を行う。(過疎地域において融資割合の引き上げ措置あり) ・市町振興資金貸付制度 過疎市町が過疎対策事業に利用する市町振興資金についてその条件を緩和する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 利率 財政融資資金貸付金利の1/10 ※金利が0.1%（下限）を下回る場合は、財政融資貸付金利を適用 (2) 貸付期間 13年以内 (3) 償還方法 元金均等年賦償還（据置1年以内） 	